

平成25年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

---

議事日程

平成25年12月4日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教育長	小野伸之君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 予防防災課長	齋藤正敏君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

---

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 杉浦あきら君、3番 志賀恒男君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、10番、夏目一成君の質問を許します。

10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問してまいります。

まずは、一連の不審火の一つと思われる芦谷製材所工場火災につきまして、消防署並びに役場職員、議会各位に早々駆けつけていただきまして、まことにありがとうございました。殊に、消防団の皆さんには、翌朝9時ごろまで、12時間という長時間にわたり消火活動に御尽力をいただきましたこと、本当に頭の下がる思いでいっぱいです。ありがとうございました。

私が今回の質問に至ったのは、今回の火災はもちろんであります。昨年10月11日に不審火で芦谷の弥栄神社境内で車両火災が発生し、119番通報したところ、芦谷の弥栄神社はどこにありますかという、場所が特定できませんでした。通報した方は、パニックになり、ほかの人が変わって事なきを得ましたが、消防職員は幸田町の神社仏閣は知らないとはびっくりをいたしました。

通報者が不安になるような対応はどうかとの思いから、消防署内の研修と訓練は十分なのか、住民の信頼を裏切ることはないかとの心配から質問し、住民の不安を解消したいとの思いからであります。

そこで、まずはこの119番通報における場所の特定など、職員の研修の実態についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 職員の研修の実態についてでございますが、特に水利調査というものを職員のほうでやっております。それと、消防署内での地理・水利の勉強というの、自己研さんの一つとしてやっております。

ただいま、去年の10月11日の火災についてのことでございますが、通報者に関しましては、通報内容によると、町内の地理に詳しくない方のご様子でございました。当初、町内の神社ということだけでこちらのほうに通報が入ってまいりましたので、その神社の特定をしていただきましたが、なかなかわからず、通りがかった方と思われる方に聞いたような様子が電話の中からうかがえますが、その中で、まず秋葉神社というようなことの通報でございました。その秋葉神社から周囲の防火対象物等ということでファミリーマートということが出てまいりましたので、そこから弥栄神社というようなことが判明したということで、その神社の名称、あるいは地名等が、その通報者の方が十分に理解というのか、幸田町に不案内であったところで、時間をとってしまったというのが状況でございました。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それでは、芦谷製材所の火災については、私の家のすぐ前でもありますし、火災の一部始終を見ておりました。近くの住民の多くの声も聞いていましたし、直接見て耳にした疑問に思うことをかいつまんでお話ししますと、まずは大火災の発生を知らせる防災無線放送についてであります。

今回の防災無線の放送の内容がわからない。放送では、問い合わせが殺到したと思われる。3分後に再放送となりましたが、この3分間の時間のロスは大きい。何秒と争う火災は、大きく影響を与えるかは、我々でも判断できますが、消防職員なら何を考えて対応していくかであります。

私の把握している時間は、火災の第一報が9時7分、防災無線の放送が9時18分、第一報からの空白11分間は何かあったのか。ここからは、消火活動の実態についてですが、私が現場へ着いたときは9時8分ごろだと思いますが、そのころは製材工場本体横の小屋が2棟燃えていました。先発隊は、9時13分ごろだと思いますが、到着いたしました。水槽つき消防車と、それから普通の消防車と、一報から6分後に到着をいたしましたので、これで火災は終着すると思いました。

すると、2両とも消火活動に入りましたが、消防車が消火栓に接続できず、なかなか水が出ません。それから、水槽つき消防車につきましては、水圧がなく、水量が不足しているとのことでありました。これでは、初期消火ができず、製材工場本体に移ってしまい、大火災となったという経緯であります。

これらのことについて、私も納得いきませんし、住民の指摘もありますので、個々に質問してまいりますので、正確な答弁をお願いしたいと思います。

まずは、消防活動の検証、芦谷区の製材所火災についてであります。覚知から現着

まで適正であったか。覚知時間と防災無線放送までの所要時間についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、覚知時間でございますが、119番の第1次の通報を得たのは、21時7分でございます。それから、防災無線放送までの所要時間につきましては、21時18分、それと2本目が21時21分の2回放送をしております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） わかりました。

それから、消防団の出動決定についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団の出動決定につきましては、入電して、現場を到着した当直隊長の判断で消防団を要請しておりますので、時間的・時刻的に言いますと、21時13分に消防団を招集したということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） そうしますと、21時13分に消防団の招集をしたわけですが、それから21時18分に防災無線の火事の放送があったわけですが、これにも5分間の余裕があるわけですが、この時間に対してはどう考えておられますか、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 入電しまして、それから当直隊長から通信のほうに放送の要請をいたしました。それを受けた通信のほうは、隣の小さな部屋にあります操作盤を操作して、内容を入力して放送した時間が、これだけを要したということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 機械に入力して、それから放送するというので、それだけ時間がかかるなら、直接、消防士の方が報告していただいたほうが、1分でも早く皆さんに通知ができるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 昨年の4月に稼働しました、新しい防災行政無線のデジタルの機器にありましては、一つの機能としまして、メール配信というのがございます。これに関しましては、肉声で発したものについてはメール配信ができませんので、メール配信をして、広く消防団またはメール登録されている方にも一斉に情報が伝達するというので、パソコン入力、操作盤の入力でやっておりますので、現状として新しくなったものに関しましては、肉声ではなくて、新しいデジタルのメール配信機能で対応しているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それでは、その新しい幸田町のシステムということは、住所をどこまで入力してできるか、そういう能力があるかということですね。例えて言いますと、芦谷の要善でありましたけれども、これを入れても、機械の反応ができなかったということになりますけれども、それはどこまで入力すればその機能が發揮できるのか、お聞

きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現在、入力につきましては、漢字で入力ということになるんですが、その中での発音というのか、音声合成の中での認識というのがありますので、それに近い、より聞き取りやすいということになりますと、その一つ一つの住所、大字・小字をこちらのほうで確認しながら、まずは事前にこういうような発音をなさいたいというようなことを設定しておかないとできない状況になっております。

火災の場合でありますと、一つの型がございますので、その中で、建物火災であるのか、ほかの火災であるのか、それから大字の名称、それから小字の名称というようなものを入力して、それからもう一つは、目標物、防火対象物等ではありますが、これが1,000以上ございますが、それを打ち込んで、それを入力した後に発信をするというような形になっております。ただただ、読み方、発音の仕方というようなものがなかなか煩雑ですので、判読できないような状況にも陥っているところがあるのはゆがめないと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） なかなか難しい操作が要るような機械だと思いますけれども、そういう機械よりも人力でやったほうが、僕はお金をかけてもそれだけの価値がないような気がします。その辺のところもこれから考えていただきたいなと思います。

それから、遠視カメラについての活用はどうされたのか、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 防災遠視カメラについては、モニターのほうが消防署の通信のほうに設置してございます。その中では、約270度の広角の中での範囲の火災の状況というのはなかなか判断しにくいものがありますし、それ自体を消防のほうから遠隔でズームができるような状況にはなっておりませんので、現状として、防災遠視カメラにつきましては、活用は行ってはございません。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 本当に屋上でカメラがあって活用しているわけでありましてけれども、私たちは導入時の説明では、火災状況を知るためにも活用するというようなお話も聞きまして導入されたわけでありまして、そういう使い勝手が悪いということは、ちょっと消防署ではできなくて、役場の庁舎のほうじゃないとできないということは、不都合が生じるんじゃないですかね。それについてちょっとお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現時点では、火災の状況につきましては、現場の隊員からの無線の状況によって、火災の規模、それから次の人員・車両等が必要かどうかというのは、逐次、無線でということでありまして。

そういった中で、よりカメラがあって、それが目で確認できれば、そんないいことはないと思いますが、現状としてはそんなふうになっておりますし、消防のほうでは、先ほど申しましたとおり、遠隔的に操作する。また、その操作する機器を導入しても、なかなか現状の通信の2名の中では対応できる状況ではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それから、11分間の空白があるわけですが、この11分間についての内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 11分間の内容でございますが、まず21時7分に覚知をいたしました。それから、21時13分のほうに現着をして、消防団招集を含めた防災無線での放送ということのを要請しまして、これを受けて防災無線のサイレンが鳴るまでの時間が11分間であったということです。消防団を招集するという、防災行政無線について言えば、21時13分から21時18分の、先ほど議員がおっしゃられました5分間を要しておるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） そういう形で、今、消防団の招集については、現場へ行って、そこで隊長さんが消防団を要請するか、要請しないかということを決するということがありますけれども、例えて言いますと、消防署から一番遠い深溝と仮定しますと、多分、10分ぐらいはかかると思うんですね。

小さい火災なら、消防署が出て消すことはできると思うんですけれども、大きな火災になる可能性のあるものについては、どんどん時間がおくれていくわけですが、そういうことがこれからの火災にとっていいのか、ちょっとそこら辺の考えもこれから必要かと思しますので、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団の招集につきましては、当然、火災の大小ということになりますが、基本的には、消防署のほうがまず第1次出動します。その中で、数多くの通報があったりだとか、それからまた出動途中の中で火災等が確認できた時点で消防団の必要性を判断しまして、現状でも対応をしているところでございます。

今回の火災につきましては、夜間であった中で、炎等が消防出動途中には確認できなかった。それで、現場へ行ったときに出動の要請が必要だという隊長が判断したものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それでは、出動命令の時刻につきましては、先ほどお聞きしましたが、その体制についてはどんな形でありましたか、お聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この火災につきましてはの先発隊の出動隊第1次の消防隊としては、2台出動しております。ポンプ車で3名、水槽付ポンプ車で3名、計6台が出動しております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 先ほど私も一部始終を見ていましたというお話をしましたけれども、この消防車2台出動と、それから6名の消防士が出動してくれたということをお聞きしましたけれども、私が見る限りは、2台は確認できましたけれども、消防士の6人はとても確認はできませんでした。僕が全部掌握しとるわけではないですが、多くても3人

しか見えませんでした。この点については、私も答弁とちょっと違うことだから残念だなと思います。いかがですか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、ポンプ車のほうに3名ですが、これはまずは近くにありました消火栓のほうに配置をして、取水作業、それからポンプ車のほうから水槽付ポンプ車のほうに中継送水をする作業ということで、ポンプ車の3名のほうはその業務をやっております。

それから、水槽付ポンプ車は水を積んでおりますので、現場の近くまで行って、そこで停車したら、直ちにその3名で消火活動に当たるということで、その場合には、水槽付ポンプ車の水を活用して、ホースを伸ばせばすぐに水が出る状態ということで、水槽付ポンプ車には3名ということです。ですので、車両付近に4名、それから筒先方向、ホースを伸ばす者に関しては、当初、2名が対応しております。

ポンプ車のほうは、その業務、自分の消火栓からの水を給水して、水槽付ポンプ車に送る業務が終わった後にもう1栓を出してということで応援に行っておりますので、先ほど申しましたとおり、計6名の隊員が第1次出動として出動し、火災に対応しております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） この日につきましては、そこらじゅうに出動した経緯はあると思うんですが、火災については、この製材工場の火災だけで、ほかに出動した経緯はありますか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この時点でございますが、火災の前に救急出動が2件ございまして、6名の隊員が出動をしております。その中の火災であったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 私の掌握しとる範囲では、須美にも火災といいますか、消防車が出動したという経緯を聞いとりますけれども、これはなかったですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 須美の火災については把握はしておりません。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 私が聞いた範囲ですけれども、須美の方も消防車を呼んだよというふうなお話がありました。だから、消防車は出ているはずなんですが、いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど申しました救急車2台が先に出動しておりまして、その後に今回の火災ということで、その前後にあつて消防車の出動要請等はなかったと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それから、これ以上言ってもわかりませんので、言いませんけれども、消火栓の接続に手間取ったこと、水圧がなくて水がなかったことについての住民の指摘についてであります。これだけ多くの消防士が出動してくれた中で、この消火栓

に接続に手間取ったということはどういうことか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、先ほど申しましたとおり、ポンプ車については、近くの消火栓のほうから水を取っておりますが、それにおいては、適切な時間の中で対応したというように聞いておりますので、手間取ってあるということはないと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それじゃあ、そういうことであれば、水圧も水量も十分であること、この作業が町の消防力に十分発揮したものとと言えますか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど申し上げましたとおり、当時、救急車が2台ということで出動しておりました。残りの7名ということですが、3次出動についての体制としては万全とは言えませんが、対応できる人員がおりました。その中での消火活動ということですが、消防本部としましては、隊員等、出動車両、全て適切に消防活動をしたと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 私もずっと見ていましたし、それからかなり数多くの人が見ておられました。その中で、先発隊の消防車2両が来ていただいたときを見まして、これで消火がほとんど終わるなというぐらいな気持ちでおったところ、それが消せなかったことについての幸田町の消防能力というものが疑われるような感じがしますが、その点はいかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防力と言いますと、人員と機械ということになります。そういった中で、人員というの大きな要素ということになりますが、幸田町の人口規模というようなことを勘案したときに関しまして、十分とは言えませんが、現状として幸田町で消防本部と消防団で、大火災だとか大災害は無理にしても、対応できる要員に近づいている状況であると考えております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それから、消火活動が適正であったかということではありますが、現着後の放水までの所要時間につきましては、先ほど消防長から1分で水を出しましたよというようなお話がありました。

私も、先ほど言いましたように、すぐ前で多くの人たちと一緒にいる中、接続できなかったのは、確かな証拠とっております。これが大火になった要因の一つでもあると思います。現着1分で放水と言われますが、私の見とる範囲では、とてもそんな状況じゃなかったように思いますので、もう一度消防長にお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど申し上げましたとおり、水槽付ポンプ車に関しましては、2トンの水を積算しております。その水を使いまして、できるだけ早く消火できるような体制ということでとっておりますので、まず幸田水槽付ポンプ車がホースを伸ばして、それから放水体制をして、放水始めという無線のほうを車両のほうに流します。それを



聞きまして、放水時刻ということでカウントしてございます。それを聞いた通信員のほうがこの時刻でチェックをいたしますので、放水開始の時刻としましては、現場到着から1分ということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それでは、次に行きます。

初動段階での不手際の住民の指摘については、先ほども言いましたけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 住民の方からの御意見ということでは、1件、消防のほうにございました。それは、放水する位置だとか、積載している水の量、それから初期消火の活動状況ということでございました。火元からかなり離れた場所であったのではないかなどかというような内容でございました。

放水の位置につきましては、気象状況だとか材木の倒れなど安全を考慮した延焼防止の消火活動を実施しておりますということで、それから積載している水で、タンクに水が満水ではなかったかというような御指摘をいただきましたが、それにつきましては、水槽付ポンプ車、水槽車につきましては、先ほど申しましたとおり、まず初動で頼りになる水でございますので、常時満水にしているということで御説明をさせていただきます。

それから、初期消火活動につきましては、現場到着後、速やかに消火活動を行ったということで御説明をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それから、消火活動中でありましたけれども、消防車がバッテリーの電源がなくなったような車両整備についてありましたが、これについてはどんな状況だったか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これにつきましては、夏目議員も確認されたとおりのことでございます。バッテリーが上がってしまいました。これにつきましては、消防車両の、現場をその車両で、サーチライトで照らしておりました。サーチライトを照らした状態のままエンジンを切ってしまいましたので、バッテリー上がりになったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） こういった消火活動の中に、消防車のエンジン停止の指示がなければ消防士は多分動かないと思うんですが、指示が適切であったか、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この車両につきましては、水槽車の水を使った消火活動に必要ということでサーチライトをやりましたが、その活動が終わったということでエンジンを停止したときにサーチライトがついているのを確認しなかったということで、これにつきましては、こちらのほうの確認不足であったと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それから、次に行きたいと思います。

幸田町の消防能力についてであります。製材所の全焼を防げなかったことの考察、消防署の評価は、火災をどの段階で消したかで決まります。幸田町の消防能力の評価は、この製材所の場合、全焼させてしまった、人命にかかわる状況ではないから、能力の限界か、町長の評価を気にするのであります。お聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の芦谷の火災につきましては、幸田町の消防団、消防署員総員で消した火災であるというふうに私は評価しております。

中には、私もすぐ参りまして、夜中の3時か4時までずっと見ておりました。一部始終一応見ておりますので、夏目議員が御質問された内容については、全て答えられる状態にあるということでございます。

消防の不手際というようなことのお話であるわけでありまして、現有の消防署員の全員の力で動いてやっておりますので、私は今の人数で必ずしも十分というようなことは思っておりませんが、消防団と消防署がお互いに協力し合ってやる幸田町の消防というのは、今後とも十分それである程度は対応できていくだろうというふうに思っております。

先ほどのバッテリーが上がったという話につきましても、消防車じゃなくて、消防車に載っている水槽の可搬ポンプを動かすバッテリーであります。それが、本体の車ではなくて、水を出す可搬ポンプが載っているのです。それが、要するに先ほど言ったように、サーチライトをつけておりましたので、そういう状況に陥ったということでありまして、確かにいろんな見方はあろうかと思いますが、消防署員、救急が出ている中のさなかでの火事でございます。それなりに一生懸命やってくれたと私は思っておりますし、被災された鳥居材木店におかれましては、私も材木店の火災というのは初めてですけれども、木、材木の積んであるところに水をかけるというのがいかに難しいか、それは中に入ってばらばらにすれば水はもっとかけやすいかもしれませんけれども、積み重ねた一枚一枚の板が一つの材木、大きな木となっておる状況下の中での火事でございます。消防団の力と消防署員の力によって延焼を免れたということについては、皆さんの協力でやっていただいたというふうに私は思っておりますので、今後とも火災につきましては、十分な消防署員の熟練も必要でありますし、対応については今後ともしっかりやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 初期段階では、小屋の部分が燃えており、この消火ができなかったことが大規模建物火災へと変わったわけで、初めから大規模火災とは住民の方々は思っていないと思います。初期消火のおくれが大火災となったと思われませんが、この見解についてもう一度お願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほどから申し上げておりますが、消防本部としましては、車両2台、人員6名ということで、火災に際して適切な対応措置をし、また大きな火災になるということで、消防団も招集をするような中で消火対応をさせていただいたと考えて

おります。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それでは、次に行きたいと思います。

この消火活動についてであります、総括的に見てどう思うかということですが、日常の訓練、研修、現場での実態から見て、多くの場面を想定した訓練や研修がされたと言えますか。訓練や研修は、現地を知る一番大切です。現場を知らない消防署にならないためには、実際に水利のある場所での訓練研修が必要と思われませんが、そういうことはなされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 訓練等の研修が必要かということでございますが、消防本部、消防署員といたしましても、訓練の必要性は十二分に理解しとるし、その必要性を感じているところでございます。

訓練の中でも、火災だけではなく、救急・救助といった訓練も日常の業務の中でも取り入れております。

また、部隊運用だとか水利の選定、地理の条件ということも踏まえた地水利の調査、それから独居の老人の調査だとか、枯れ草調査ということも含めまして、町内を回っております。

また、夜間等の時間に関しても、地水利の勉強ということを、特に現況としましては、若手職員が多くなってまいりましたので、そういった者にもしっかりとやるような指導、それから本人についても、そういう自覚を持ってやっておると思っております。

また、消防団の出動も要請をしましたが、消防団につきましても、今後とも、この前も行いましたが、出動訓練等を含めながら、消防本部、消防団一体となって、住民の皆様の安全のため、火災の早期消火のために今後も訓練を重ねていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） ありがとうございます。

それでは、消防の関係は最後になりますが、不審火対策については、町としてどんな取り組みをしておられるかということですが、先般、補正予算の中にあります防犯カメラ等を考えておっただけということですが、お聞きしたいと思います。

お聞きするということですが、犯罪の抑制力は、防犯カメラではまるで十分ではないと思います。地域の夜回り隊、防犯パトロール隊、このボランティア組織に対する町の支援は弱いものでありますので、せめて青パトの維持費、もっと支援すべきであります。それと、団体同士の情報交換を強くしてやっていくべきかなと思います。

遅くなりましたけれども、芦谷も防犯組織を立ち上げて、今、動きかけているところでありますので、頑張りたいと思いますが、町としてはどんなお考えか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まずは、消防のほうからの不審火対策ということでお答えしたいと思います。

消防本部、消防団におきましては、防火火災予防の観点から、夜間の防火パトロールを実施してある現状でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 不審火対策についてでございます。

議員御指摘のとおり、行政だけの力では、そうした不審火を抑止するという事は難しい面、地域の皆様の自主防災組織のお力添えをかりて、一人でも多くの目がたくさんあることによって、犯罪が抑えられてくるものと認識をしております。

現在につきましても、職員におきます夜間のパトロールを実施継続してございます。

また、今、防犯カメラというお話もありました。犯罪の抑止の目的と、この不審火対策も兼ねまして、今年度、防犯カメラを設置する計画を持っております。

また、ボランティア団体の支援につきましても、設立時の資材等を補助するという補助要綱を私どもは持っております。

それから、青色回転灯を車両につけるといふ御希望の団体にありましては、この回転灯の貸与を町のほうでさせていただいている現状でございます。

また、そうした手続関係、警察への青パト申請などの手続等、それから講習会も行いまして、後方支援を行政としてさせていただいております。

それから、ボランティア同士の情報交換ということでございます。

現在、幸田町には12の防犯ボランティア団体がございます。防犯ネットワークという既に全体の組織がございまして、2カ月に1回の連絡会議、あるいは合同パトロールを実施をしております。そうした中での情報交換を行っていただいております。

なお、芦谷におきまして、新たにそうした自主防犯組織が立ち上がるということも聞き及んでございます。

先ほど申しましたように、そうした設立時における一定の補助につきましても、現在、立ち上がった段階で支援をさせていただく予定でございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） この防犯パトロールについても、経費的な面もありますので、できるだけ支援を多くしていただきたいなと思います。

それから、次に入りますが、鉄骨づくりスレート葺屋根の解体処理について、これは製材工場の火事になったところではありますが、火災に遭った製材所の解体処理における屋根及び外壁のスレートについてであります。

使用されていた材料がアスベストを含むスレート材であったかどうかによって処理方法が大きく変わりますので、しっかりと確認をしたか。

その判断については、一つ目として、材質を確認して問題としたか。二つ目として、確認しないまま業者が処理を行われたか。三つ目として、町としては誰が担当する部署なのかについて、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 材質についてでございますけれども、こちらの製材所につきましては、昭和45年の築造でございます。屋根・外壁等のスレートにつきましては、

2004年以降のスレートでございますと、アスベストの入っていないノンアスベスト材でございますけれども、それ以前の建物でありますので、アスベストにつきましては、含有している、アスベストが入っている製品と推察されるということでございます。

次に、確認しないまま業者の処理が行われたかということでございますけれども、これにつきましては、御本人さん、鳥居製材所の社長さんと一度会ったときに、スレートの処理については十分承知はされておりましたので、御本人さんからスレートをどのように処理するか、また解体業者も仕事の関係から十分御存じでしたので、その関係は御本人さんと解体業者の方々でなされていると推測されます。

また、町として誰が担当する部署なのかということでございますけれども、こちらの環境関係の部署となりますと、解体処理に関する窓口は、環境課となります。また、リサイクル関係でございますと、都市計画課となります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） アスベストが含まれているということを認識されたにもかかわらず、町としては何も動きはなかったのか、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきまして、御本人さんから処理についてちょっと電話等で御相談がございましたので、直接お会いして、これは産業廃棄物ですよということでお話をさせていただきました。その際、本人さんはその辺も十分理解されている御様子でしたので、そのようにさせていただきました。

解体につきましては、年間、リサイクルの関係でございますけれども、70件から80件ほど参っております。町のほうで個々に指導をするということはありません。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） アスベストが入っているのにもかかわらず、法的には、かかわらなくてもよいかと私も一応規則を読みましてわかりましたけれども、このアスベストを含んだスレートの場合、割れた場合と割れない場合との処理が違うんですね。今回の場合は割れておるわけでありまして、アスベストが飛散するというふうに思います。それについて、法的にはどうかこうかというのは私はちょっと詳しくわかりませんが、そういうアスベストが舞うといいますが、飛散するわけでありまして、そういうのをわかっていて、役場は全然動かなくて、例えて言いますと、あそこは通学道路になっています。それから、近隣の人も、もう全然連絡もなしに解体が進んだということでありまして、ただ家主さんがどうするこうするということじゃなくて、役場がそういう危険なものが飛散するということを知っていて何も動かなかったことに対して、私はちょっとどういうことかなと思いますので、その見解をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほど申しましたとおり、年間70件から80件の建物が壊されてリサイクルされるわけでございますけれども、それらの建物につきまして、ほとんどが2004年以前に建てられた建物であるということでございます。そちらにつきましては、屋根材でアスベストの入っているスレートのものがあったり、アスベスト

のに入った外壁であるとか、内部におきましても、天井材等に使われている。また、床材につきましても、ビニールタイル等にはアスベストは入っておるわけでございますので、その一軒一軒につきまして御指導をしていくということはちょっと困難でございます。また、解体業者につきましても、その辺は十分承知はされておるということで私どもは理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 解体業者に任せるとのことじゃなくて、どんな形で進めたかぐらいの把握はしていただきたいなと思います。

これからも、こういった建物が幸田町にはまだ残っていると思いますので、その辺のところを掌握して、ここの建物はこういうもんだから、こういうものがありますよというぐらいの話は近隣の人に役場からしてもらいたいんですよ。

それと、1カ月近くあそこでそのままになっていたわけでありましてけれども、子どもたちは、あそこで何人行つとるか知らんけれども、かなり大勢の人が通ります。それにもかかわらずそこをそのまま通らせておったということも責任があるんじゃないかと思いますが、その点、いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 建物の取り壊し等でアスベストが、多分、ほとんどの建物で、今、壊されている建物については入っているかと考えられます。

その関係につきましては、当然、リサイクルの関係で届け出がございますので、そちらの届けで、今、窓口は都市計画になりますけれども、そちらのほうでアスベストの関係について十分注意するような連絡方法、都市計画とちょっと綿密にとって、届けられた方に周知するというような格好を考えていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員から、通学路の関係を御質問いただきました。

通学路の指定に当たりましては、学校からの申請によりまして、教育委員会が指定するという事になっておりまして、当然、このようなことも含めて、道路工事等も年内はあるわけでございます。そういったときに、臨時的に通学路の変更もすることもございます。

この御質問の地区につきましては、北側の道路、これを通学路として指定をしております。六十数名の子どもたちが登下校に使わせていただいております。

建物解体処理の作業は、通学時には、登下校時でございますが、このときには、直接の影響はないということで、学校、そして教育委員会といたしましては、通学路を変更することなどには考えずに、通学路をそのままの状態を使っておって、指定しておったということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 理事者に申し上げます。

答弁時間が残り2分ですので、簡単・明瞭にお願いします。

10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 教育委員会のほうからもそういうお話がありましたけれども、ただあれは、アスベストは、舞って、見えるもんでもありません。囲いがしてあっても、ほ

とんど囲いからずっと風で流れていくもんでありますので、それを吸ったら、我々みたいな年の者なら30年後ぐらいに発症するということを聞いていますけれども、子どもたちにとっては、30年後というのは、かなり若くておられるということでありますので、それぐらいはちょっと気を使っていたら良かったかなと私は思います。

これからも、そういう場面が多々出てくるかと思しますので、そういうときは、ひとつ気を使っていたらいいなと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 御指摘のありました対策等につきましては、現場等も見させていただきまして、飛散防止の処理だとか、散水処理だとか、実施をしておいたことは確認しております。こういった面も含めまして、今後ともそういった児童等に影響するようなことがありましたら、現場等も確認しながら適切に対応させていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目一成君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時57分

---

再開 午前10時07分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、酒向弘康君の質問を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問をいたします。

ことし2月に結果が出されました住民意識調査は、今回で18回目の実施となりました。直近の町民の意識が数値であらわされ、まちづくりに対する考えを聞き、今後の町政運営の参考になる貴重なデータだというふうに考えます。

その設問の中で、「幸田町の住みやすさ、満足度は」という問いに対して、「とても住みやすい」「どちらかという住みやすい」と答えた人が全体の84.5%を占め、さらにその理由に、70.5%の人が、「緑や川などの自然環境が豊か」と答えております。

一方で、「もっと力を入れてほしい施策は」の問いかけに対しては、「防犯・交通安全対策の強化」が1位となっており、2位に「医療機関の充実」、3位に「消防・救急体制の充実」、この順となっており、これら安全・安心なまちづくりを求める声が上位を占める結果となっております。住民がいかに安全で安心して暮らせるまちづくりを望んでいるのがよくわかります。

この住民の安全・安心を望む声に対する町の認識はどのようですか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 住民意識調査におきまして、町の施策の中で、防災、あるいは交通安全、防犯に対する町民の皆様方の関心も高く、それら施策について満足度が低

いということにつきましては、謙虚に受けとめさせていただきたいと思います。

安心・安全なまちづくりを進めていく上で、各関連の事業につきまして、さらに点検をして、御期待に応えるようなことを努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 住民の安全・安心対策の強化を望む声は永遠の課題かというふうにも思います。

そこで、今回は防犯対策の一つである防犯カメラにかかわる質問と交通安全対策の中の通学・通勤の安全確保の二つの項目について質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問であります。昨年1月から9月末までに町内での空き巣の被害が22件発生し、昨年同期3件だったのに対し19件と急増しております。

また、5月以降、町内で不審火火災が14件発生しています。4月に安城市で、9月に岡崎市で、それぞれ犯人が逮捕されました。しかし、その後も町内では、先ほどもありましたように、芦谷区の材木店や車両火災など4件の不審火火災が発生していることから、ほかにまだ捕まっていない犯人がいることに不安な日々を送っているのが現状であります。

安城市の犯人も岡崎市の犯人も、防犯カメラの映像が犯人を特定する決め手となりました。本町でも、今補正予算案にもあるように、防犯カメラの設置が徐々に進められてはいますが、9月23日夜間に発生した深溝小学校の職員室の不審火も、防犯カメラがあればという事件が発生していることも事実であります。

現在、町が管理している防犯カメラ、また民間事業者などが設置管理されているのも含め、町として把握されている防犯カメラの設置状況についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 町が管理をしております施設管理用のものも含めました監視カメラにつきましては、今年度設置数を含めまして、JR3駅で14基、町民会館、プール、図書館で44基、道の駅で8基、学校で6基、合わせまして83基を設置しております。防犯カメラに限定いたしますと、3駅周辺の14基でございます。

また、民間事業者におきましては、銀行、コンビニ等、数々あるわけでございますが、その実態につきましては、把握できておらないのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 防犯カメラについては、14基ということでありまして、監視カメラが83基という答弁でありました。

この数というのは、近隣の市町の形態、環境等々も違うかと思いますが、比較すると、この幸田町の状況はどんな位置にあるのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 近隣の状況でございます。

昨年度末の時点で比較をさせていただきますと、幸田町は11基でございます、昨年度末、岡崎市におかれましては74基、安城市が66基、蒲郡市が29基となっております。幸田の11基につきまして、特別少ないというふうには、今、考えておりません。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。



○8番（酒向弘康君） 防犯カメラというのは、24時間監視ができて、記録装置で映像が残るといことであります。さらに、防犯カメラの最大の効果は、侵入者に対して犯行を諦めさせ、その意欲を失わせる効果であり、犯罪を未然に防ぐ抑止効果にあります。

愛知県は、県の事業として、モデル地区に防犯カメラを設置し、効果の検証と住民の意識のアンケートを実施しました。その検証、アンケート結果によりますと、防犯カメラを設置した場合、犯罪や迷惑行為が減るかという問いに対しては、「思う」が約90%という数字です。また、地域のイメージ悪化については、「悪くなると思う」が4.8%、「思わない」が72.6%です。それから、プライバシー侵害の心配はという問いに対しては、「侵害されると思う」が11%、「思わない」が65.6%。そして、公共の場所に防犯カメラを設置することの賛否については、実に96%が、「安全のために設置すべきだと考えている」という結果が出ております。本町における今後の設置計画、数、設置場所についての考え方を伺います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 本年度につきましては、補正予算を現在提案をさせていただいております。既存の予算と合わせまして、本年度につきましては、3基を予定し、来年度につきましては、2基程度の、今、設置を考えてございます。

設置位置につきましては、岡崎警察署とも相談をさせていただき決定をまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 設置につきましては、もう少し加速をしてふやしていくことが住民の願いだというふうにも思います。

東京都では、学校の不審者初動体制を強化するため、平成18年に小・中学校への防犯カメラ設置補助事業を実施し、防犯のハード面の整備を進めました。

これは、学校への不審者の侵入による子どもへの痛ましい事件が発生し、それを背景に各学校で防犯カメラの設置などで不審者の早期発見、児童・生徒の適切な避難誘導、110番通報などの初動対応の体制強化を進めてきました。

本町の学校の保育園や生徒・園児の命を守る安全対策として、防犯カメラ設置や、その他の安全機器の設置の考えについて、伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育園の安全対策ということで御質問いただきました。

現在、保育園につきましては、防犯カメラの設置はございません。今後の設置については、今現在では予定はございませんけれども、保育園の防犯対策といたしましては、お預かりしている大事なお子さんを確実にまず保護者のもとに引き継ぐ、それは徹底してございます。

それと、セコムを各園設置をしております、不審者対策として、緊急通報ボタンが職員室1カ所と、ほかの遊戯室なり保育室に1カ所、緊急の通報ボタンを設置してございます。このボタンについては、押すことによってブザーが鳴ると不審者を動揺させるということで、無音で通報するようなボタンが設置してございます。そのボタンを押すことによって、10分程度でセコムが飛んでくるという対策をとってございます。

それと、三つ目は、各保育園職員室にさすまた、一時はやりましたけれども、さすまたを設置してございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしましては、学校への防犯対策でございますが、まず防犯カメラにつきましては、先ほども報告がありましたように、小学校2校、中学校1校の3校に6台を設置しております。敷地内への侵入者に対する警告、そして抑止力、こういった目的のために、校門または児童玄関に設置をしております。

また、他の機器といたしましては、センサーつきライトの設置を学校現場と協議しながら順次設置しているところでございます。

安全対策につきましては、必要に応じ今後とも進めてまいります。現在の状況につきましては、全学校にはセコム対策、またインターホンの整備と、こういったものにも今後しっかりと取り組んでまいります予定でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 保育園には全然ないということでもあります。ぜひ、こちらのほうにも、セコムがあるということではありますが、事前にとということであるならば、ぜひ計画をしていただきたいというふうに思っております。

次に、安城市内では、自動車関連の窃盗が多発していることから、平成23年度から5台以上の車が駐車可能な駐車場への防犯カメラなどの購入費に対して補助する制度を実施しており、市内の駐車場には防犯カメラの設置が拡大をしております。

近隣自治体では、こういった設置補助制度をどの程度実施しているのか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 防犯カメラの設置補助の近隣の状況ということでございます。

議員御説明の中にありました安城市のほか、刈谷市、豊田市、知立市、みよし市が行政区向け、あるいは駐車場の管理者等に対しての補助制度を有しているということ承知しております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 近隣も結構な制度を実施しておるとことでもあります。先ほどありました豊田市では、自主防犯活動団体が設置してもこの補助が受けられる制度となっています。本町は、こういった補助制度についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 現在、特に行政区からは、防犯カメラに対する補助要望につきましてはいただけない状況でございます。しかしながら、近隣の状況につきまして、引き続き調査・研究をさせていただきます。さらに行政区の皆様方の意見もお伺いをしながら検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 補助要望は地域からないということではありますが、安全のまち幸

田を目指すためにも、一步先に行く補助金制度の充実、これが必要だというふうに考えます。

監視カメラとは、監視を行うビデオカメラのことで、映像を送ったり、処理及び表示機能を含む監視システムのことであります。防犯用に設置される監視カメラの場合、監視していることによる犯罪抑止効果を求めるケースと、犯罪が起きたときの証拠確保を目的とする場合とに分かれ、前者の場合は、目立つ場所に設置され、後者の場合には、目立たない場所に設置されるケースがあるようであります。

現在、町内の企業から試験用として、幸田駅前と町民会館の駐車場などに取りつけられている自動追尾機能などを搭載した最新の防犯カメラの機能と効用についてお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 現在、JRの幸田駅及び町民会館の駐車場に、ことしの9月からセンサーの御協力をいただきまして、防犯カメラシステムの試験運用をさせていただいております。

このカメラにつきましては、190度という広い広角で対象を自動追尾、追いかけてズームアップをするというシステムでございます。従来の固定カメラに比べまして監視エリアが広くて、特定をした対象物をクリアに映し出すという最新のものであります。

こうした機能を持っているカメラということで、さらに実証モニターということで、私どもも要望するような中身がもしあれば、またお話もさせていただき、活用はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） いろいろな機能を有するカメラの研究をぜひ続けていただきたいというふうに思います。

次に、春日井市では、平成24年より防犯カメラや、動くものを感知して点灯するセンサーライトの設置を進める防犯活動事業を始めました。そして、設置されると同時に、犯罪件数は何と半減だということで、防犯機器の効果の大きさを改めて確認できた例もあります。

こういった防犯用のソーラーライトやセンサーライトなどを奨励し、一戸一灯運動を推進している自治体もふえているようであります。

町内では、先ほど教育部長の話もありましたが、ついでいるところもあるということですが、公共施設についてもまだまだついていないところが多々あるかというふうに思います。センサーライト、ソーラーライトなどの防犯機器の導入を行政主導で奨励してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 防犯機器につきましては、さまざまなものがあります。そして、またそれぞれの特徴があると考えております。

ただいまのセンサーライト、行政主導でというお話でございますけれども、幸田町は安全・安心なまちづくり条例を持っておりまして、この中に幸田町防犯活動行動計画を定めて、その中で門灯や玄関灯の夜間点灯推進、あるいはセンサーライトの取り付けに

ついて、町民の皆様方にも呼びかけといたしますか、啓発を現在行っているものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） まちづくり条例の中に奨励はしておるといっておりますが、啓発をもっと地域と協働で進められることを望みたいというふうに思います。

次に、今、大きな環境問題として不法投棄があります。これにも監視カメラが役立ちます。人目につかない場所にリサイクルとして出さなければならない電化製品や産業廃棄物などが不法に投棄され、これを処分する費用は、税金を使うこととなります。また、放火されるなど危険も伴うため、頭を悩ませている自治体が多いのも現実であります。

自治体のホームページなどを見ると、不法投棄対策として、監視カメラの設置をしている自治体が多くあります。福井県敦賀市などでは、空き地や河川敷、山間部などでの不法投棄が問題になっておりましたところ、有志で撤去作業を行ってきたということですが、なかなかこれがおさまらないということで、赤外線防犯カメラの設置に踏み切ったところ、このカメラを設置したところでは、何と設置以降、不法投棄は確認されていないということでもあります。これは、防犯カメラの犯罪抑止効果が顕著にあらわれたケースと言えらると思います。

また、京都市では、不法投棄に対してパトロールなどを行っている団体に対して防犯カメラの貸し出しを行う制度も始めております。

本町でも、ごみ収集ステーションを区で管理されている中で、ルール違反のごみ搬入も問題となっております。

ことしの事業仕分けで、この不法投棄に監視カメラの設置は、電源の問題や肖像権の問題で、今は考えていないとされておりますが、こういった環境問題に対しても効果のある、この監視カメラの設置についての考え、また1,000円前後で購入できるダミーのカメラを取りつけることでもかなりの効果があるようであります。設置の考えについて伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ごみステーションの不法投棄につきましては、区民のマナーの問題が大きいと考えております。ですので、組などの集会におきまして、分別、回収日、時間等を徹底するように指導していきたいと思っております。

また、御要望があれば、外国人向けパンフレットの配布や環境課担当者が出前講座等の実施も用意しておりますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

次に、不法投棄の防止につきましてですけれども、こちらにつきましては、全町の問題でございます。近隣市では、監視カメラを設置しているところもございます。ですけれども、監視カメラのついていない場所に不法投棄が発生しているということも聞いております。

また、ほかの市でございますけれども、監視カメラ自体が壊されたり盗難される例も発生しているということもございます。地道ではございますけれども、幸田町としましては、クリーンパトロールによる巡回及び早期回収や啓発看板の設置も管理された不法投棄しにくい場所づくりなどで防止効果を上げていきたいと考えております。引き続き、

啓発に努めてまいりたいとは考えております。

また、監視カメラの設置ですけれども、不法投棄防止の目的に絞らず、防犯並びに安全対策を含め、町全体で検討するものと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） まず、町全体でということではありますが、設置できない問題をどうしたらつけられるかといったような前向きな解決につなげて、住民のために設置を積極的に検討していただきたいというふうに思います。

イギリスでは、世界で最も多く防犯カメラが設置されている国で、約250万台の防犯カメラが市民1人につき一日に300回以上防犯カメラに撮影がされているというふうに言われています。

街頭の防犯カメラの設置については、さまざまな問題があることも現実です。設置を推進する立場からは、防犯カメラの自治体・民間によるさらなる設置促進と、その健全な管理、運用の確保、一方、防犯カメラの乱用に反対する立場からは、何の目的のためどこにつけるかの基準が不明確で、設置や管理について法的根拠がないといった意見であります。

高度な情報化社会となった現在では、住民のプライバシー権や自己情報コントロール権、これは余り聞いたことがない言葉であります、本人の知らないところでやりとりされた個人情報本人に不利益な使い方をされるなど、不当に使われないよう関与する権利のことでありますが、街頭における防犯カメラの安易な運用は、これらの基本的人権を侵害する可能性も捨てきれません。防犯カメラの設置に関しては、プライバシー侵害につながるという批判を回避するために、監視カメラを設置していることを知らせる監視カメラ作動中といった看板などで告知をしている場合もありますが、プライバシー権の保護を図りながら事業を進めるためには、主な対象者である住民の理解は欠かせません。一般住民への周知はどのようにされているのか。県のガイドラインもあるようですが、運用規定や要綱などの概要と、特に防犯カメラの管理者について、設置場所の周知、設置した管理者の責務、画像利用の制限、保存期間など規定がされているのか、その状況についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 防犯カメラの設置につきましては、住民の皆さんのプライバシー等につきましては、十分配慮が必要だということは承知をしております。

今、幸田町におきましては、この防犯カメラの運用につきまして、愛知県が定めております防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン、そして幸田町公共施設に係る防犯カメラの運用に関する要綱に基づきまして、運用をさせていただいております。私どもの要綱におきましては、管理責任者を定めまして、適正な運用を図る旨の要綱をつくらせていただいております。

なお、防犯カメラ作動中というようなステッカーにつきましては、現状あります防犯カメラ全てにはつけさせていただいております。

また、個人のプライバシーに特段の配慮を、これからも設置を新たにする場合につき

ましては、十分配慮をしてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 豊田市では、6月から、みよし市では、ことしの9月議会で、防犯カメラの設置及び運営に関する条例の制定を決めました。ここで、町長にお伺いいたします。

本町の防犯カメラの設置及び運営に関する条例の制定についての考えをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 防犯カメラにつきましては、先ほども83台ほどついているという状況でございますけれども、セキュリティ対策として効果のある防犯カメラにつきましては、もう少し加速してというお話もございましたけれども、保育園の防犯の問題等々も、学校の問題等も含めまして、関係部署で調整会議を持ちまして、今後の対応方法、条例化の問題等につきまして検討させていただこうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 諸問題の発生を未然に防ぐためにも、ぜひ前向きな検討を進めていただきたいというふうに思います。

一番大切なことは、防犯カメラの抑止効果ばかりを前面に出すのではなくて、地域に住む人たちが自然に挨拶を行い、知り合いのところに気軽に立ち寄って話ができるといった地域のきずなを強くしていくことこそ、真の防犯対策だというふうに思います。

そして、願わくば設置した防犯カメラの映像が、あるいは記録が、一度も使われることなく、その存在さえも忘れ去れてしまうような幸田町となることを望み、一つ目の質問を終わります。

次に、通学・通勤の安全確保の対策について質問をします。

登下校中の子どもたちが巻き込まれる交通事故が相次いでおり、ことし9月24日の京都府八幡市の事故や、2012年にも京都府亀岡市で18歳の少年が無免許で暴走運転の末、小学生ら10人が死傷する痛ましい事故が起きております。

本来、安全であるべき通学路において連続して起きたことから、警察や教育委員会などが全国の通学路を緊急点検した結果、約7万4,000カ所について緊急対策が進められているというところであります。

この3月議会の一般質問で、町内の通学路の中で危険な箇所が22カ所あり、そのうち改善箇所30項目中21項目が対策済みと答弁がありました。改善の状況とその後の点検で新たな危険箇所が何項目リストアップされたのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 3月議会では、建設部長のほうがお答えしておりますので、私のほうからこの部分についてはお答えさせていただきます。

3月時点での未対応につきましては、学校教育関係で1項目、また道路管理者関係で3項目、また警察関係では5項目、合わせて9項目が未対応というふうな状況になっているのを答弁させていただきました。

この未対応の9項目についての今年度についての取り組みでございますけれども、学校と教育関係の1項目につきましては、注意看板設置でございますけれども、地権者の合意が得られず、まだ設置に及んでいないという状況でございますが、道路関係の3項目につきましては、今年度施工済みとなっております。

また、警察関係5項目については、1点目の坂崎幸多の杜の前の横断歩道の押しボタン設置信号、これはかなり難しいということで、カラー舗装を施した対応をいたしました。

また、2点目の岩堀交差点の歩道用信号機の増設ということにつきましては、区画整理に合わせた、食い違いの交差点改良と合わせて、今、信号設置の継続要望をしているところでございます。

残る3点、4点、5点目につきましても、まだ未対応ということで、4点ほど未対応という状況になっています。

したがいまして、学校教育関係で1項目、警察関係で4項目、合わせて5項目が改善対応できていないという状況でありますので、引き続き関係機関と協議・検討してまいりたいと思います。

次に、新たな危険箇所としては、通学路の安全点検、また交通安全総点検において掲げられておりますが、例えばグリーンベルトの表示、これにつきましては、平成21年度から24年度までに6学区を全て実施したものの、その効果が高いということで、新たに14カ所が上がってきております。

これにつきましても、今年度、町の単独事業で4カ所施工しておりますので、10カ所がまだ未対応の状況、検討中ということでございます。

また、そのほかにも、レッドゾーンが4カ所、ガードレールが2カ所、また歩道設置が1カ所、カーブミラーの設置が1カ所、また側溝ぶたが1カ所、歩道橋の設置というものも1カ所、合わせて合計20カ所がその対応の必要性も含めて、今、検討している状況でございます。

したがいまして、昨年度の持ち越しの5項目と、この20項目、合わせた25項目が、今現在検討しているという状況でございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） まだ、未対応の部分があるようであります。

安全な通勤・通学のために、信号機の設置の要望が私のところにも多く届いております。内容については、あったらいいなという程度のものから、魔の交差点と呼ばれているにもかかわらずいまだ設置に至らず、事故が続発している交差点もあります。信号機の設置については、県公安委員会の判断となるわけですが、過去の一般質問の答弁でも、これからも設置を強く要望していくということでしたが、住民の命に直接かかわってくる問題だというふうに考えます。

町民の方からの設置要望の声は、信号機と横断歩道が多いかと思っております。現在、住民要望を受けていて、町も設置が必要と考え、要望している信号機、横断歩道の件数と、ここ5年間で住民要望に対して設置が実現した件数をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 25年度におきます交通安全施設設置要望といたしましては、信号機が押しボタン、歩行者用を含めまして18カ所、横断歩道が6カ所であります。

また、過去の実績ということでございます。平成21年度につきましては、信号機は残念ながらつきませんでした。横断歩道が5カ所、平成22年度につきましても、信号機はゼロ、横断歩道7カ所、平成23年度が信号機1カ所、横断歩道4カ所、平成24年度が信号機が1カ所、横断歩道2カ所が実績として上がっております。本年度につきましては、まだ現在調整中でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 住民の要望に対しては、実現が大変少ないなという印象であります。この9月の県議会では、愛知県内の通学路の歩行者用信号機の設置、信号機のLED化など1億2,000万円の予算化が決定し、今年度中に対策が進められることになっております。

住民の方たちからは、大きな事故が起こってからでは遅い、何とかならないのかという、その心配と不安は、不信へと変わってきます。公安委員会は、現在、どのようなスタンス、判断、考え方で、信号機や横断歩道を設置しているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 信号機につきましては、交通量だとか、過去の事故発生状況、右折帯の有無等の交差点の形状などの要素を総合的に判断をして優先順位をつける。また、横断歩道につきましては、交通量、そしてまた滞留場所、とどまって待っている場所等の道路施設の状況などを総合的に判断して優先順序を公安委員会のほうでつけていただいておりますというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 公安委員会の考え方ということをお聞きいただきましたが、交通事故は、被害者にも加害者にもなってはなりません。痛ましい事故をなくすためには、あらゆる想定をして、危険箇所点検をし、一つ一つ確実に潰していくことだというふうに思います。町内の交通事故の中で、交差点での事故件数とその割合、また通学路にある信号機の数と、その中で歩行者信号のある数、割合についてお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 昨年中の人身事故195件あったわけでありましてけれども、交差点での事故は105件で、全体の53.8%、ことしの10月末の時点におきましては、161件中102件、63.4%となっております。

町内の信号機の数につきましては、全体で95カ所、うち通学路内に設置がされている信号機は67カ所です。

歩行者用信号機の数につきましては、各方向ごとに設置がされておまして、その実数につきましては、把握ができていない状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 現在の歩行者用信号機、あるいは歩車分離式信号機の設置入れの申し入れ数はどれぐらいか。また、その実現性についてお伺いをいたします。



○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 歩行者用の信号機につきましては、現在、4カ所の要望を行っております。設置の実現性につきましては、公安委員会のほうで審査中でありまして、その状況につきましては、把握ができておらない状況でございます。

また、歩車分離の信号につきましては、現在、町内では設置実績はございません。

また、そうした設置の行政区からの要望につきましても、現在のところ承っていない状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次に、ほかの安全対策の要望としまして、安全確認のためのカーブミラーの設置の声、あるいは停止線、センターラインなど、道路上の白線や表示線が消えてみにくくなっている箇所も多く見受けられます。修繕要望の声も多くあるということですが、愛知県では、県内の消えかけた横断歩道など274キロメートルに当たる修繕整備費用に8,000万円を予算化しました。県全体で953カ所、事故多発交差点で277カ所、全体で1,230カ所ということになります。町内への展開はどのようなか、またこれらの修繕に至るまでの仕組みや今後の進め方についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、私のほうから、カーブミラーと区画線について答弁させていただきます。

まず、カーブミラーにつきましては、町内におおむね1,000基程度でございます。昨年度、新たに13基設置しておりまして、毎年10基程度増設しているという状況でございます。基本的には、地元要望によって対応しているものでございます。見通しの悪い箇所について、用地協力が得られる範囲で設置しているという状況でございます。

また、区画線の関係では、昨年度から大規模に区画線の設置をセンターラインでは4キロ以上、4キロ456メートル、また路測線につきましては、41キロ369メートル、41キロを合計約2,200万円をかけて実施しておりまして、今年度以降も、おおむね年間1,000万円程度かけて補修を行っているという状況でございます。

これらのラインにつきましては、地元要望を待つことなく、道路管理者として舗装の修繕とか道路占用工事、こういったものの状況を見据えながら随時行っていくということとして、その耐用年数、そういったものに特にこだわっているものではございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 横断歩道、あるいは停止線、標識等の交通安全施設の修繕につきましては、地元から修繕要望をいただいたもの、または我々職員や安全ステーションの職員による報告などを受けまして、随時、警察に修繕要望を出させていただいております。

その後の集計から実施時期決定までの調整などの過程につきましては、町のほうでは詳細把握はできていないものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 最近、町内を走っておりますと、白線の消えかかったところ、最近、目につくように感じます。修繕を早目、早目にということでもありますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、町内のグリーンベルト、先ほど話がありましたが、昨年度に全学区で完了したということですが、その完了した後、今年度以降は、小学校圏内の1キロメートルよりも外にも設置していくということでありましたが、現状と計画をお聞きいたします。

また、交差点の道路管理者において、交通事故防止対策の一環として、道路の危険箇所をカラー舗装することが多くなってきております。このことは、交通事故防止に多大な効果を上げておりますが、また、多種多様なカラー舗装も出てきております。町内でのカラー舗装の現状と今後の計画、その考え方について、考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、グリーンベルトの設置基準につきましては、児童数が40名以上が通学する通学路、また小学校から1キロメートル圏内というようなエリアでの施工の場合に、国の補助事業がいただけるということでもあります。

その結果、先ほど申し上げたような、21年度から24年度までに社会資本整備総合交付金に基づきまして、延長が12キロほど、総額2,500万円弱を実施してまいりました。

しかし、今年度も新たに14カ所の要望が上がってきているということで、9月補正で、この基準にとらわれずに単独費で追加対応という形でやっております、例えば坂崎学区での竹下地区を初め4カ所につきましては、今年度既に実施しております。まだ10カ所程度が、現在、検討中というような状況になってございます。

また、カラー舗装につきましては、交通事故の多い交差点でカラー舗装を行うことで注意喚起が期待できるという箇所について、通学路を中心にしてはいますけれども、町内で6カ所ほど施工しております。

新たな要望としては、例えば中央小学校の前の交差点を初めとした4カ所が、このカラー舗装の要望が上がっております、現在、検討中でございます。

考え方としましては、県は交通事故の多い交差点を大規模にカラー舗装するという形で行っておりますけれども、幸田町につきましては、町道と町道との交差点で、横断歩道の信号機等がないようなところ、そういったところにつきましては、危険な箇所ということで、そういったものを中心に、現場の見通しとか交通量を勘案しながら、予算の範囲内で随時検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 効果の大きいカラー舗装、今後も研究を進めていただきたいというふうに思います。

改正道路交通法、この12月1日から一部施行され、自転車の路側帯の通行は左側に限られると変更になったばかりであります。これは、車や自転車同士の衝突等の事故の減少を期待されるわけなんです、ルールの周知が課題だというふうに思います。既に新规定の施行が始まって4日目になります。自転車通学の中学生への周知をどうされた

のか、また今後の計画をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の道路交通法の一部改正についてであります。既にその状況を把握いたしまして、町内の各小・中学校にはチラシ等を配布いたしまして、改正のポイント等を伝え、教職員に、また児童・生徒にも周知をしておるところでございます。

また、12月に行われます校長会につきましても、改正のポイントを各学校に周知するよう再度徹底をする予定であります。

また、関係部局とも連携をとりまして、御指導を得ながら交通安全に取り組んでいくところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次に、11月25日の中日新聞に交通安全の特集記事が載っておりました。通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保し、人と車のすみ分けをし、死亡事故率が急上昇する時速30キロを超えないよう、ゾーン規制や信号機、道路標識、カラー表示など対策を講じるゾーン30の設置が広がっております。最終的には、30キロ以上の速度が出ないように、わざとでこぼこをつけたりするハード対策を進め、地域の状況に応じて道路を整備、安全にするというものです。近隣では、西尾市、刈谷市、蒲郡市などが取り組みを進められております。警察署では、平成28年度末までに約3,000カ所、愛知県内では215カ所のゾーン30の設置を目標としております。児童の通学や生活者の安全を守るため、近隣でも、また全国的にも取り組みが盛んになっておりますゾーン30の取り組みについてどう考えられているのか、また取り組みの計画があれば、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ゾーン30でございます。一定のエリアを区切りまして、その中の区域の制限速度を30キロメートルに制限するという事で、区域内の安全が増すというものでございます。

通り抜け対策につきましては、有効であり、安全性が増すということであると思いません。同時に、区域内にお住まいの住民の方にも規制がかかることとなります。仮に区域を指定するとなりますと、住民の方々の御理解をいただく必要があるというふうに考えております。

現状につきましては、まだ幸田町にどうだというふうな状況ではありませんけれども、今後につきましては、地域の方々、それから警察と相談をさせていただきながら、その要望があれば対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 交通弱者の安全対策を進めていただきたいというふうに思います。

次に、車を使つての通勤者からの声の中で特に多いのは、新田区とわしだ保育園の南をつなぐ道路、旧幡岡農道、現在の町道、坂崎野場1号線の交差点に信号機の設置の要望があります。また、248号線から北進する23号バイパス、芦谷インターへの入り口、この右折矢印信号の設置の要望が非常に多いわけなんです。この二つの現状につ

いてお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 永野菱池1号線が県道の須美福岡線まで開通をいたしました以降、御指摘のこの交差点につきましては、交通事故がたびたび発生をしている状況であります。

また、地元の区長さんからも、何とか信号をつけていただけんかという要望も頂戴をしている箇所がございます。

また、芦谷のインター入り口の矢印信号につきましても、信号が赤になってからも進入をするという大型車両が多く、危険であるということも承知をしております。

いずれの案件におきましても、公安委員会に現地にも来ていただき、現状を調査をしていただいております。引き続き実現に向けての要望はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次に、車以外の通勤・通学でJR幸田駅を利用する人たちからの声でございますが、駅のホームの安全対策についてであります。

相見駅のホームと比較して、幸田駅のホームの屋根が短く、待合室もあるため、大変狭いということで、危険な思いをしているということです。

朝7時40分ごろの上下線が同時刻に着く際、乗る人とおりの人が交錯し、落ちそうになったり、列車と接触しそうになりますということです。特に、雨の日は傘がぶつかり合い、非常に危険だという声でございますが、こういった声に対する町としての認識とJRへの改善の申し入れの状況、幸田駅の安全対策についてお伺いをいたします。

また、3駅の一つであります三ヶ根駅についても、ホームの屋根などの整備計画があれば、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 町としても、過去から雨よけ等の必要性は認識しておりますし、JRも朝の混雑については、もちろん承知をしております。

昨年の平成24年12月21日に岡崎の駅長にこの件について要望を行っております。

JRの管理部総務課の見解として、雨よけ設置には、ホームにあります待合室と一体となっております隣の運転事務室の撤去が必要であり、早急な対応は難しい旨の回答を得ております。

雨よけ等の必要性は認識しておりますので、今後も岡崎駅長を通じて要望をしていきますし、またJR本社へも要望をしていきたいというふうに考えております。

また、JR三ヶ根駅の改修の計画でございますけれども、今現在、軒天下地が木製できており、それが腐食したことに伴い、金属製に変える工事を実施しておりますが、11月末までの工期ですが、台風のためおくれしております。

雨よけ等の件につきましては、今現在、JRとしては考えていないのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） JR、民間ということも含めて、なかなか早急には難しいというこ

とですが、引き続きしっかりと大きな声で要望のほうをしていただきたいというふうに思います。

けさも、今週から始まっております地域ぐるみの交通安全活動に参加をしてみりました。朝の通勤・通学に始まり、帰りの交通安全、防犯対策など、安全・安心対策は住民の願いの一丁目一番地の施策だというふうに思います。

真に安全で安心して暮らせる幸田のまちづくりをさらに進め、住みやすさのアンケートの結果が近い将来限りなく100%に近づくことを望み、質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時13分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問していきます。今回の私の質問は、幸田町の保育行政であります。

最近、市や町のキャッチコピーには、「子育てのまち」というのが多くあります。愛知県で言うと、東郷町がそうかなと思っております。幸田町も、「子育てするなら幸田町」と言われるような、住みやすいまちを目指しているようであります。若い世代の定住人口がふえることは、これからの幸田町にとってはとても大切なことです。幸田町の人口ピラミッドを見ても、これから先、何年も子どもを産んでくれる20代から30代の女性が減り続けています。そのためにも、子育て支援の施策は最優先でお願いしたいことでもあります。

幸田町の保育園事業は、毎年確実に充実し、現在では病後児保育などの一部の特別保育サービスを除けば、一通りそろい、あとはそれを拡充する方向にあると思われれます。いずれ近い将来、町内の全ての保育園で土日の終日保育が実現し、病児・病後児保育の導入もされるものと町民に期待を与えています。

さて、町民に与える期待の実現に必要なものは財源です。子育てするには金が要るが、現実の話です。その点を踏まえながら、幸田町の保育事業について質問をします。

私は、幸田町の保育行政の転換点は、平成22年にあると思います。平成22年に保育園の私的契約児を3倍にふやしております。

平成18年では、3歳以上児という実施児は741人でありまして、私的契約児は36人、計777人が幸田町でした。その比率は、95.4%対4.6%です。それが、平成22年には、実施児707人で私的契約児が125人、計832人です。その比率は、85%対15%となりました。それが本年度は、84.1%対15.8%となりました。園児の16%が私的契約児になったということでもあります。私的契約児をここまでふやした理由は何かについてお答え願いたいと思いますが、順番に言いますと、1として、私的契約児とは何か。町があえて保育しなくてもよい子どもたちを預かっているという

のか。

2として、なぜ平成22年度に私的契約児を大幅にふやしたのか。町の予算を使ってなぜ大幅にふやしてまで私的契約児として保育しようとしたのかという理由です。

3として、平成21年度が43人で、82人もふやして125人にしました。なぜ、こんなに一気にふやしたんだ。どういう要件を緩和したのかという問題です。

4として、保育園に入れた人、入れなかった人、なぜか入っている人などができました。この私的契約児の増員に対して、町としてどのような説明をしてこられたのか、まずはこの4点についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、4点御質問いただきました。

まず、1点目の私的契約児とは何か。町があえて保育しなくてもいい子なのかという質問でございます。

これについては、幸田町保育の実施に関する条例第2条で規定いたします保育の実施基準に満たない、いわゆる保育に欠ける状態にない児童で、定員に満たない範囲内で保育園で受け入れを行った児童ということでございます。議員の御質問のとおり、町に保育の実施義務はない子どもということでございます。

2番目の、平成22年度に私的契約児を大幅にふやした理由でございます。これについては、平成20年度から、本町におきましても、待機児童の発生が危惧される状況になってございます。保育に欠ける状況の申告書や就労証明等の入所書類の内容と現実が若干乖離していると思われる事例が散見されるようになってまいりました。

こういった状況を限りなく排除して、公平性を確保すべく、保育に欠ける状況の確認方法を厳格化し、入所審査の適正化を図ったということでございます。この見直しを行った時期が、ちょうど22年度の入所受付、21年の秋ごろに見直しを図った時期でございます。したがって、平成22年度に私的契約児がその結果としてふえたということでございます。

それから、3点目のどのような要件を緩和したのかということでございますけれども、今、答弁させていただいたとおり、入所の審査の適正化・厳格化したことにより、この私的契約児が増加したという結果の数値でございます。

それから、4点目の私的契約児にどのような説明をしてきたかという質問でございます。実施児から私的契約児になることにより、保育料の多子減免の適用がなくなります。それと、延長保育のサービス、これが利用できなくなる等、不利益が生じるということで、若干の不満の声がございました。しかしながら、保育に欠けない状態で保育園に預けるということで、その点を十分説明いたしまして、保護者の御理解をいただいていたところでございます。

待機児童が危惧される中で、実際には保育に欠ける状態でない児童を、例えば実施児で預かった場合に、真に保育に欠ける児童を受け入れることができなくなってしまっただけで、本末転倒でございます。十分な審査の適正化を図りながら、保護者の皆様に御理解をいただいていたところでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） お聞きしますと、要件を緩和したのではなくて、それまでがルーズであったと、そういうような解釈というふうに思いますが、それでいいかどうかについても、また後、お願いをします。

私的契約児というのは、今、答弁がございましたように、特例のようなものです。今までは、それが保育に欠けるわけじゃないから義務はないんですけども、特例みたいなものだ。それを、今、町は15.8%までふやしてきた。幸田町は、その私的契約児ですから、定員の枠内の話ですが、じゃあ定員をふやせば私的契約児もふえてくるという理屈になります。幸田町は、定員をふやしながら私的契約児をふやしております。そここのところがちょっと気になりますね。この数年間の統計を見ますと、3歳以上の実施児はふえておりません。むしろ、平成20年からは減り続けております。

ところが、正規の実施児がふえないのに、定員も私的契約児もふえております。17年から、休園していた上六栗保育園について、18年にはこれを廃園しましたが、その後、すぐ保育園の1園分に相当するような私的契約児がふえているわけです。この保育行政の変化についてお聞きしたいんですが、これもわかりやすくするために、まず1番として、定員とは一体何だと。どのような決め方をするのか。統計では、私的契約児をふやすために定員をふやしているんじゃないかというような読み方もできます。

2番目として、平成18年から見れば、175人の定員増です。もう定員がふえているんです。特に、21年度に定員枠を一気に135人ふやしました。これはなぜかという問題です。

3番目として、上六栗保育園を廃園しても、定員をふやし、私的契約児もふやし、わしだ保育園のように、さらに大幅な定員増が計画されております。保育園の拡張は続いているわけです。あの上六栗保育園の廃園の意味は一体何であったのか、廃園する必要があったのか。減らしたりふやしたり、この保育行政の変化は一体何なのか。平成18年ごろまでは、保育園の規模を削減し、もしくは民営化を考えていたのが、今では来者は拒まず誰でも受け入れる、まさに待機児童解消のためという路線に変わっていったのか。

最後に、来年度の予定はどうかについてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 定員の関係で御質問をいただきました。

まず1点目につきましては、定員とはということでございます。

定員の設定の仕方といたしましては、現有施設と想定した利用形態、例えば以上児を何部屋だとか、未満児を何部屋、そういった利用形態を前提に、必要な保育士が確保できた場合の最大限の受け入れ人数ということで定員を設定してございます。

2番目の定員を21年度に135人大幅に増加したということでございますけれども、この定員の設定の仕方でございます。平成20年度までは、その年度末までに入所が見込まれるおおむねの児童数を想定し、毎年度設定変更をしてございました。21年度以降につきましては、先ほど申し上げたとおり、待機児童の発生が危惧されたこともあり、想定される範囲内で最大限の定員を固定的に設定するようにしたため、大幅な増となっ

ております。

したがいまして、定員につきましては、平成21年度から1,225人で、23年度まで3年間、同じ定員で移行しております。それから、24年度以降は、10人ふえて、1,235名ということで、24年度、25年度と推移しております。今申し上げたとおり、最大限の定員を固定的に設定するという定員の設定の仕方の変更が21年度にあったということでもあります。

それから、上六栗の廃園の関係でございますけれども、上六栗の保育園の廃止の是非につきましては、当時の関係者が十分熟慮して決定・実施した内容でございます。今現在、この4月から部長となった私の口からは、その是非については何も申し上げることができませんが、現在、上六栗保育園につきましては、平成19年の10月から子育て支援の拠点施設として十分有効的に活用されていると認識しております。

ただ、言えることは、その後の保育需要の増大が想定外に著しかったということが大きな要因ではないかなというふうに思っております。

それから、4点目、来年度以降はどうかということでございます。

来年度については、坂崎保育園において、26年度から年齢別保育から縦割り保育、保護者の理解を得まして、縦割り保育に変更をしていきます。その関係で、15人の定員増となります。それから、現在、増築・大規模改修をしてございますわしだ保育園、これについては、50名の定員増を予定をし、26年度では、65人の増を見込んでございます。したがいまして、最終的な8園の定員の合計は、ちょうど1,300人の定員になる予定でございます。

一つ答弁漏れがございました。審査がルーズであったという点でございます。

この点については、いろいろ例えばあそこの家の子どもがどうして実施児に入れるのとか、そういった声を耳にするようになりました。町としては、その出されてきた書類を真摯に受けとめて審査をしたわけでございますけれども、そういった内容を耳にした以上、厳格にという部分で、厳格化ということをおっしゃっていただきました。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 定員がまさに随分変わっていくもんだなと。上六栗保育園が閉園になったのが18年度ですから、そのときには既にもういろんな市街化の計画も出ておったはずだと思うんですね。町内の人口増は想定できたはずなんですけど、それをあえて削っていったというのは、それは想定外ではなくて、保育園行政を縮小しようという動きがあったんじゃないかというふうに私は思っているんですね。そうでなかったら、そのまま二、三年辛抱すれば、上六栗保育園は維持できたし、今、もっと必要な位置にある保育園だと思います、場所的には。

ですから、そういった意味で、これは復活してもいいんじゃないかと、復活すべきじゃないかというぐらいに思いを持っておりますので、あえてなぜ外を大きくしてまで上六栗をなくしたのかという部分が疑問に残ってまいります。

なぜ、これほど定員枠を、将来は130までふやすわけですが、ふやしてまで私的契約児をふやすのかと。これは、先ほど言いました待機児童ゼロ作戦かもしれないんですが、



もし町が町の定員枠に近づければ近づけるほど私的契約児をふやせば、幸田町の子どもほとんどが保育園に入所できるようになっていきます。今のままですと、町の保育所の運営に多額の税金を使うようになります。町財政に大きな負担をかけるということが言えると思います。

そこでお聞きしますが、町は定員数を決めるのに、民間の幼稚園初め無認可の保育所などと協議されているのか。幸田町として将来にわたって公立と民間との共存を図る計画はあるのか。幸田町だけが勝手に広げていっていいのかという部分の質問でございます。両者が両立する子育てシステムこそ、これから必要かなと思っております。

先日発表されました資料では、わしだ保育園の定員が現行の135人から将来は212人までふやすというふうに言っております。わしだ保育園の将来計画も含めて、幸田町全体の将来計画は、定員は果たしてどこまで想定されているか、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 民間の幼稚園と無認可保育園などの協議の関係でございます。

定員を設定するに当たりまして、特段の協議は行ってございません。

それから、今後の公立と民間の共存という部分でございますけれども、今後、増大が予測される保育需要に対応していくためには、町立保育園だけではとても受け切れない状況でございます。それを補っていくためにも、民間の幼稚園等との共存というのは必要不可欠という認識でございます。

それと、将来的な計画でございますが、わしだ保育園の増築を踏まえて、先ほど申し上げましたとおり、来年度は1,300人の定員ということでございます。再来年度以降につきましては、わしだ保育園をフルに活用させていただきまして、プラス25名の1,325人を見込んでございます。この定員が27年度からとか、28年度ということではなくて、その入所の状況を見て、その定員は検討していきたいというふうに思います。この1,325人というのが、現有施設からいきますと、限界かなというふうに認識しております。

ただし、現在、四つの保育園が年齢別保育を、この26年度は実施してございます。その四つの保育園が受け入れの関係で、縦割り保育に変更した場合とか、そういう場合には若干の数値の変動があるとは思いますが、現在の予定としては、1,325名というのがマックスの定員という計画でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） たしか平成18年度ごろは、幸田町の保育園の定員は1,000人を切っておりました。その切っておった定員が、いつの間にか将来的には325人になると、ふえていくと、そういう状態だと。施設はそれほどふえていないような気がしております。まして、上六栗の保育園も閉園したわけですから、そういう状態であるということを確認していただきたいと思っております。

先ほどの幸田町全体の定員の話から、今度は保育園個々の定員の問題に話を変わりますが、幸田町の保育園の定員というのは年によって変わりますね。この数年でも大きくふ

やしたところもあるし、5人ふやしたり、5人減らしたりするところもあるし、全然変えていないところもあります。実際には、この保育園の定員というのはどのように決めておられるかについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 各保育園の定員でございます。

先ほど来答弁させていただきますとおり、クラス編制、以上児と未満児、そういった入所の状況を勘案いたしまして、保育室の使用の方法、そういった部分と、保育士の確保の関係、そういったものを含めまして、各保育園工夫をしながら設定をしているところでございます。

今回、坂崎の保育園のように、年齢別保育から縦割り保育、こういった部分も受け入れの部屋の体制等を考慮して、そういった保育方法の変更、そういったように、各保育園で工夫をしながら設定しているのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 年齢別を縦割りにすれば、収容人数が幾らでも入れるというような安易な発想で定員をどんどんふやすということがあっては、これはいけないことかと思っておりますので、その辺のところは留意していただきたいというふうに私は思っております。

年齢別と縦割り保育の二つのクラス編制と、保育士のうち正規職員が26%であるという、この現状についてお聞きします。

平成24年8月に可決成立しました、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートを始めます。幸田町においても、平成27年に向けて何らかのアクションを起こすべき調査・研究をされていることと思います。

平成27年度からこども園では、保育園で幼稚園と同じ教育を取り入れるとされております。こども園というのは、保育園で幼稚園と同じ教育を取り入れると、教育の部分が入ってくるという意味です。

そうなりますと、現状の保育室の数や設備、正規職員が27%であるという現実から、保育園で幼稚園教育を行う上でどのような問題点があるのか、どこを改善すべきか。幼稚園教育は文科省の所管でございますので、ここで本日、初答弁に立たれます教育の専門家であられる教育長にぜひこの観点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 幼児期は心身の発達が著しく、環境からの影響が大きくなる時期であります。幼児が主体的な活動を通して着実な発達を遂げていくように、幼児一人一人の実態を把握し、興味・関心を生かしながら、個に応じた指導に心がけていきたいと考えております。

今、議員から新しい子育て制度にかかわる重要な課題を提起いただいたものと思っております。今後、さらに研究をし、町長部局と相談・協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町の子育てがこども園という形で新しく地元住民の方に夢を持たせるような施策になっていってほしいというふうに私は思っております。

もし、100%正規職員が担任する保育を実現したり、発達に応じた幼児教育をするための学年別編制を実現するために必要なのは、施設の拡充と職員の増員です。それについては、さらに多くの財源が必要となると思います。

今度は、住民こども部長のほうにお尋ねしますが、幸田町は新たな子ども・子育てシステムの中で言われている質の高い幼児期の学校教育、保育の提供について、いわゆる幼保一元化を目指して、現在、どこまで整備されているのかについて、現在までの進捗状況についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 幼保一元化・一体化の進捗状況ということでございます。

幼保一体化の進捗については、はっきり申し上げまして、ほとんど整備がされてございません。

と言いますのは、幼保一体化のももとの発想というのが、需要が減少してきた公立幼稚園に保育機能を持たせて、激増する保育需要に対応するというものであって、本町におきましては、幸か不幸か町立の幼稚園がございません。そういった部分で、差し迫った課題ではないという認識であったためでございます。

ただし、保育自体の質の向上や保育園での教育的な内容、こういったことにつきましては、国においても検討している、必要性というのを感じてございますので、そういった今後の保育所の保育指針、そういったものの改定に向けた動きに留意・傾注しながら、遺漏なきように対応していきたいと思っております。

なお、私立幼稚園につきましては、本町三つの幼稚園がございませけれども、今までに幼保一体化についての協議はしたことがございませけれども、今後、幸田町子ども・子育て支援の事業計画を策定していく中で、当然ながら幼稚園との協議を踏まえ、有機的な協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 何もしていないという答弁を今初めて聞きましたが、毎年出されておる資料に、これは検討していますと、ずっと研究中ですという答弁がずっと入っていますね。その中で、何もしていませんじゃ、今まで何もしてこなかった、必要がなかったという答弁がちょっとひっかかっておりますので、またいずれかこのことについてはただしていきたいと思っております。

現在、町内の3歳から5歳までの60%の子が保育園におります。幸田町内ですね。残り40%の子どもは、幸田町の保育サービスを受けていないわけです。通常の保育サービスについては、これは保育園の在園児のものですから、それはいいとしまして、いわゆる特別保育サービスにかかわるものは、なぜ保育園在園児に限定されるのかと。今後、ますます特別保育サービスが拡充されるのであれば、40%の子どもたちへのサービスを考えずに、特定の子どもたちだけ、6割の子どもたちだけに税金を使うことになります。現在、1,033人の園児に対して職員数が約260人ですよ。要するに、4

人の子どもに1人の職員がついているわけです。それが、今の保育サービスの現状です。

未満児や特別保育サービスが拡充されると、さらに職員の数が必要となってまいります。多くの職員と多額の税金で運営される保育所ですから、そのサービスを受ける者と受けない者の差が際立つような運営は改善すべきというふうに思っております。

この問題に対する見解と合わせて、現在、幸田町の予算の中で、この60%の子どもたちに使われる税金の総額と、その割合、パーセントについてお聞きします。そして、残り40%の子どもたちへの町としての補助金の総額と、その割合についてもお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 先ほどの幼保一体化につきましては、整備の進捗がないということをごさいますして、検討はしております。ただし、いろいろ子ども・子育て支援の関係、民主党、自民党というふうに政権がころころ変わって、制度が若干変わっております。そういった部分で、進捗がないということなんでごさいますけれども、検討は常々しておるといふふうに私は思っております。

それと、今の質問の中で、60%の限定されたサービスというふうに質問があったと思いますけれども、私ども担当といたしましては、特別保育の現状として代表的なものが、延長保育や休日保育というふうに認識してごさいます。

このサービスについては、幸田町の町立保育園のサービスのメニューの一つという、在園児に提供させていただいているという認識であります。限定してサービスを提供しているよという認識はごさいません。町民や保護者、それから議会等からの熱い要望に応えるべく努力をしてきた成果ではないかなというふうに私は思っております。

それから、その60%の園児と、それ以外の40%の園児の町民税に対する割合ということをごさいますけれども、8園保育園の運営に要した費用というのが、24年度決算ベースで申し上げますと、9億3,000万円でごさいます。そのうち、保護者の負担金や私的契約児の使用料、そういったものを控除した一般財源というのが6億8,300万円、24年度の町民税の収入済額、この額が28億7,700万円でごさいます。率にいたしまして、23.74%、それから60%以外の40%の子どもに対する税金の割合でごさいますけれども、この40%の対象経費といたしましては、私立幼稚園の就園奨励費と、それから私立幼稚園の入園料の補助、入園料の補助というのは、幸田町独自の補助でごさいますけれども、この二つが対象になるかと思ひます。24年度の決算では、この経費が3,500万円かかってごさいます。そのうち、国からの補助金等を除いた一般財源が2,700万円、町税が、先ほど言ひました28億7,700万円ありますので、その率については0.94%ということでごさいます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今、お聞きのような割合の率でありますので、やはりもう少し同じ幸田町に生まれた、同じ幸田町の小学校に行く子どもたちというような扱いにしていくといいかなというふうに私は思っておりますから、その点についての配慮が願ひたいと思ひます。

ちょっと話を先に進めます。保育園の民営化についてのお話に入ります。

私がこの保育園の民営化について関心を持ったのは、いわゆる小泉構造改革の保育園に対する一般財源化問題からであります。このことが話題になりまして、私、すぐに私立の幼稚園の園長になりました。幼稚園側から、特に私立幼稚園側の立場から、公立保育園をどのように捉え、民営化とか幼保一元化はどうあるべきかを調べてまいりました。

平成18年に今の須賀町長が福祉部長のときだと思いますが、私は町の保育園民営化検討委員会のメンバーに入れていただきまして、民営化の問題について検討してまいりました。当時の結論は、まだ早い。町民に不安が残るというのでございました。

私が議員になりまして最初の質問が、やはりこの問題に触れまして、平成23年6月議会の保育園の問題であります。その後、機会を見つけては、保育園の民営化について町の考え方をお聞きしとりますが、答えは、いつも「国の子ども・子育てシステムの成り行きを見ながら検討する」でありました。町長も、これは公約であると言っておられます。そろそろ町長の4年の任期も迫っております。これまで、私が質問するとき以外には、一度も保育園の民営化という言葉についての発言がございません。

以前は、幸田町のホームページには、町長の8つの誠が載っておりました。いつの間にか、この8つの誠が突然消えてしましまして、今、ありません。今では、この8つの誠とは何かを思い出すすがございません。第4の誠にある、公立保育園の民営化はどこへ行ったのか。

ことしの施政方針でも、「保育園の民営化につきましては、調査を進めてまいります」です。幸田町はもっと高い見地から保育行政について考えられていると思いますので、私はその動向についていつも関心を持っております。

私に言わせれば、平成18年から8年間、国の保育行政も政権が変わるたびにふらふらしておりました。これは、間違いなく、先ほど部長の答弁にもありました。そのたびに、町もふらついて何も決めないまま時間が過ぎていったなというふうに私は思っております。

でも、やっと政権が落ちつきまして、消費税のアップによる子ども・子育て新システムへの安定財源が確保できた。いよいよ、平成27年を迎えようとしているわけです。幸田町も、この数年間、民営化については調査・研究をしてきたと思います。そこで、町内の全ての保育所を業務委託ではなく完全民営化すると、どれほどの財政効果が期待されるものか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 全てを民営化した場合の財政効果ということでございます。

平成25年度の歳出予算が9億9,150万円という予算がございますけれども、これをもとに国の負担金、以前、平成15年まで交付されておりました国の負担金、県の負担金、これを試算してみました。

ただ、この試算については、ざっぱな試算でございます。この数字がひとり歩きしていただければ非常に担当者は困りますので、本当の大まかな試算ということで御承知いただきたいと思っております。

国の負担金が、この9億9,000万円から試算しますと、9,250万円、それから県の負担金が4,625万円、合わせて1億3,875万円、これが本来の小泉政権の三位一体改革の一般財源化する前の状態でいきますと、この1億3,000万円余の負担金が歳入として幸田町に入ってくるという計算になります。

したがって、この全てを民営化した場合に、この負担金、民間の保育所につきましても、まだ継続して国のほうから出ております。そういった部分で、全てを民営化した場合に、この負担金分、この1億3,800万円余の負担金相当額が一般財源不要ということになります。

ただ、これについては、民営化したことによって全て町がノータッチというわけにはいかないかと思えます。何らかの形で、補助金というような形になるかもしれませんが、そういった助成をしていくと思えますけれども、今回の財政効果としてのその額というのは想定できませんので、確実に言えることといたしましては、今申し上げた1億3,800万円余の負担金相当額、この部分の一般財源が不要となるということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） いろいろ人件費とか、いろんな設備維持費とか、いろんな部分をずっとはじいていくと、もっと違うような桁が出てくるような気がしておりますが、国のほうの補助金については、わかりました。

民営化について真剣に検討しておりました平成18年度の経常収支比率というのは、71.7%です。財政力指数は1.54でございました。これが去年は95.6%、1.07となりました。財政の硬直化であろうなというふうに思います。

こういう状態の中で、何のアクションもないまま保育園事業を拡張していくと。保育園関係の職員だけで、もうこの2年間に11人もふえております。確かに、町丸抱えの保育行政というのは、とても世間の評判がいいと私は思います。

しかし、先ほど言いましたように、町の人口ピラミッドは、もう子どもを産んでくれそうな女の人がどんどん減っていくわけですよ。子どもが少なくなっていくなというふうなところが、表から見てとれます。

ほかにやることがいっぱいあるのに、金がないから何もできないという、この財政の硬直化を解決するためには、思い切って保育園事業を民間に任せて財政構造に弾力化を持たせる必要があると私は思うんですね。この財政面から見た保育園事業についての見解をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 経常収支比率が、今年度、去年の決算では95.6%、これについては、リーマンショックの関係で、分母であります経常一般財源が急激に減少した、そういった部分で、この比率を押し上げているというのは、否めないかと思えます。ただし、この保育園行政で考えますと、平成18年度の一般財源、それから24年度の一般財源を比較いたしますと、1億円ふえてございます。そういった1億円ふえた分子の需用額、これにつきましては、この95.6%に引き上げた一つの要因ではあ

るという認識でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 質問時間が大分少なくなってまいりましたので、少しはしよりますが、町長のほうにお聞きしたいんですが、保育園の民営化に向けて、町長の本気度を御自分の8つの誠の公約と町長になられてからの保育行政を含めてお聞きしたいと思いますが、8年前、民営化についてもう熱弁を振るっておられました。町長の魅力に引かれて私も議員になったわけです。再度、ここでもう一度熱弁を振るっていただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 保育園の民営化につきましては、私が今やられていない公約の一つであります。

この件につきましては、以前から督促して所管課には検討を進めるようにということで指示をしてまいりましたけれども、時の政権が民主党に変わったり、3年後に幼保一体化のあれをやりますという民主党さんのお話もありまして、今動くはずではないかという、そのことで、ずっと所管のほうは検討しながら進めてきた状況でございます。その中において、私はいささかも民営化をやらないということは思っておりません。これはもうずっと続けてまいりたいと思っております。

今一番大きな問題というのは、幼保一体、幼稚園も保育園も同じような形で同じところで生活するという形が新しく生まれてきました。

先ほども住民こども部長が申し上げたように、保育園と幼稚園の協議会みたいなのを開いて、お互いに、例えば私的契約児の方について、幼稚園に行っていただくとか、以前、保育料を実は上げた経過があるんです。その保育料を上げた経過によって、約四、五十人の人が一気に保育園に流れたということが過去にございます。それがいつの間にかまた戻ってしまったと。戻ってしまったというか、そういう方法でまぎらわさうということで、前任の方がおやりになったというふうに思っております。

しかしながら、そういうことで、保育園と幼稚園は協力し合いながら今後子育て支援には力を尽くしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まだ民営化公約は生きているということでありますので、やっぱり公約は実現してこそ公約かと思っておりますから、よろしく願いをします。

次に、学校と学区民のあり方ということについて、最近気になっておりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。例として、深溝小学校の問題を取り上げます。

私がこの通告書を提出したのが10月30日です。もう随分昔ですので、今回の教員逮捕には、これについては触れておりませんので、よろしく願いします。

深溝小学校、ことしになりまして、火災やら不審な文書による事件などで、3回警察車両が校内に入っております。1回目は6月です、怪文書。2回目が火災・盗難。三度目は、またまた怪文書です。

学校に警察車両が入るということは、とても異常なことだというふうに私は思います。一度あるかないかぐらいの問題なんですよ、学校の開校以来ね。それが、既に1年間で3回です。また、この間の事件がありますから、4回目かもわかりませんが、これらの事件、三度とも学区民には、そのてんまつについての情報が知らされておられません。誰がどこまで知っているのか、知っていないのか、わからないまうわさが飛び回っておりまして、私の耳も、全てそのうわさによる情報が入ってきております。

具体的に言えば、火災のときに何かパソコンが盗まれたようだよと。これは、初めは1台だよと、そのうち2台になって、10台になって、13台になって、どこへ行ったかと言ったら、またいろんなうわさが出て、最終的にはプールにあったかわかりませんが、そんないろんなうわさが流れておる。でも、正式な情報としては聞かないというのが、この部分であります。

ふだんは、学校は地域あってこそというふうについていつも言われて、協力を求められておるし、地元も、それは地元の学校ですから、大事にするわけですから、何をさておき、学校のためなどとして協力をしているとても良好な関係になっておりますが、警察が入るという異常時には、まるでその説明がありません。問えば答えるでは、学校側からではなくて、学校側からの可能な限りの情報発信を願うものであります。今、国で騒いでおりますが、幸田町にも幸田町版特定秘密保護法というのが陰に存在しておるのかなというふうなぐらい秘密事項が多いような気がしとります。

そこで、この3件の事故のてんまつと情報を発信した範囲を例にしまして、1として、なぜ学区民には知らせないのか。もちろん、広範知らされておることは、今でも承知しとります。

2として、火災について、その事実も被害状況も今後の復旧計画も知らされていないのは、なぜか。これは10月30日付の質問内容でございますので、今とは少し状態が違います。

3番目、10月の不審文書では、保護者向けの文書が翌日の帰りに子どもに渡されております。当日ではございません。翌日です。なぜ、当日の一斉下校に配れなかったのか。もう親たちは不安でしょうがない。何か知らんが、はよ帰れと言われたので、みんな帰ってきた。何があつただ。前に二つも事件が起きとるわけですから、とても親の不安を高めました。そういうことを含めまして、学校内で起きた事件の情報管理基準とか、誰がどのような基準で情報管理しとるのかとか、誰がどのような基準で情報公開しているのかとか、保護者や学区民の情報の共有についての説明と見解を求めたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 深溝小学校の事件につきましては、大変御心配もおかけいたしました。

議員が申された危機管理の関係であります。まず最初に情報管理基準ということですが、児童・生徒の安全を確保するという立場にあります学校は、原則といたしましては、情報の管理については、学校長の判断というところによりますが、教育委員会、そしてまた必要に応じては、関係部局とも連携をとりながら、報告と協議を基本に



取り組んでまいっておるところでございます。

また、うわさということでありましたが、パソコン台数等の盗難、これにつきましても、時機を逸したという点もございまして、結局は13台がプールにあったという状況でありました。

学区民への知らせということではありますが、まずは学校としては、保護者への周知、これを第一ということでありまして、まずその点からの配慮をしたということ御理解いただきたいと思います。

次に、情報管理、情報公開の基準ということではありますが、これも危機管理といたしましては、情報管理ということではありますが、原則といたしましては、これも情報管理同様、学校長の判断によることとございまして、教育委員会事務局への報告、協議を基本に学校と取り組んでまいりました。また、必要に応じては、先ほど申しましたように、関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいったところとあります。

ただし、本事案につきましては、警察事案となり、情報の全てを公開するということが難しかったことを御理解いただきたいと思います。

また、保護者、学区民への情報の共有ということではありますが、学校は平穏な学校生活を維持し、児童・生徒の教育環境整備に努めるという目的のもと、学校教育委員会と保護者、学区民の連携・協力が不可欠であります。学校は、必要な情報を学区へ伝え、PTAとも協議し、情報の共有に今後とも取り組んでいくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私が当事者に質問をしまして、「今お知らせすることは何もありません」というのが答えでありまして、お知らせすることが何もないということ学区のほうに話せよということとありますので、そういった口の重さが、とても地元に対する不信感があるんじゃないかというふうに思いますから、慎重に発言することは大事かと思いますが、口が重いということも一つ不信感につながる問題だというふうに思っております。

次に、職員室が火事になりまして、今、臨時の職員室が随分遠くにありますよね。そうすると、今、子どもたちのいる教室棟は、職員室がないものですから、先生方が遠くのほうにおるという状態で、朝登校してきて玄関を通過して部屋に行くわけですが、その間に大人に会うことがないと、先生初めですね。ですから、不審者が入ってきても平気で上へ上がっていきける状態であると私はそのことを指摘しまして、1カ月後にしたんですが、それについても対応を求めましたが、何ら改善がされておられません。改善されておったのはどこかと言うと、例の昔の職員室に入れないように立てがしてあると。職員室のほうの問題じゃなくて、子どもたちのおるところへ不審者が入らないような対策はないのかということをお聞きしたんですが、それはやっていないと。その部分がとても気になったものですから、この質問を、そのことについては、保護者のほうからも随分情報不足ということもあって、親が心配して、何でいないのと、何で玄関からフリーに入れるのということを言われました。私も実は孫がおりまして、しょっちゅう忘れ物をするものですから、届けるんですが、フリーパスで入っていただけます。

そこで見解を求めたいのですが、臨時に職員室を移動するときに、児童の安全への配慮はどういうふうに考えたのかということについて、今後の対策についてもお聞きします。

同時に、今、この一連の事件で多くの人々が傷ついております。その中で、頑張っているのがやっぱり現場の教師です。教師が明るい顔を取り戻さないと、明るさは見えきません。信頼回復とか綱紀粛正という名のもとに、どんどんどんどん指導・管理を強めるようなことは逆効果だと思いますので、この点について、教育長から明るくなるような見解を求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 最初の前段でございます。児童の安全配慮、どのような対策をとということでございます。

臨時職員室を移動する際には、子どもたちへの安全を十分に配慮した考え方を持って取り組んでおります。議員に申されたときには、若干、その辺の答弁不足があったかと思いますが、北玄関を施錠し、また南玄関を利用していただくことで、職員が目が届くように配慮しました。

また、本館の校長室、それから保健室、それから臨時には、常時校長または養護教諭が在席するという取り決めをしまして、子どもたちの安全・安心に取り組んでまいりました。また、計画的には教職員も巡回するという立場で取り組んでおります。

臨時職員室から一番遠いところでも110メートルということでございまして、それにはやはり目が届かないということが心配されますので、そういった面での配慮も取り組んだところであります。

何せ、こういった状況のことで、学校等も大変困惑したと思いますが、今後ともよろしく、教育委員会としましてもしっかりとフォローしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 議員のおっしゃるとおりで、現場で頑張っている先生方の応援団になりたいと思っております。

学校に訪問するのを、部長、課長、指導主事、何度も訪問し、先生方の顔色をうかがっております。私も二度訪問し、要旨は管理・監督ではなく、先生方を励ます声かけをしてきたつもりです。今後も、その立場で深溝小学校を支えていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 深溝小学校のあすのために、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、終わります。

○議長（大嶽 弘君） 制限時間を超過しましたので、発言を終えてください。

5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午後 0時13分

---

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、都築一三君の質問を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私は、大井池のトイレ改修及び休憩所の改修についてお伺いいたします。

幸田町には、豊かな自然、誇れる文化財など、観光資源が豊富にあります。また、道路ですと、23号線、248号線が幸田の中心を十字に走り、しかもJRは本線駅が3駅もあり、アクセスも十分完備された住みよいまちであります。この利便性を生かして、幸田町を挙げて、観光客をふやすような政策が本当に乏しいと感じております。

9月の議会で、深溝地区にある本光寺が国指定の史跡を受けるように申請している中、今回の質問も、幸田町の観光資源の活用に重点を置いた質問を行います。

私が住んでいる大草地区には、特定公園内に大井池がございます。この大井池は、明治43年に3池、淵が池・北口池・桑谷池が一体化して、私が生まれた昭和18年に竣工した貯水量82万3,700立方メートルの池でございます。

その後、今から55年前の昭和33年に竣工し、その後、15周年記念に桜1,000本、もみじ1,000本が植栽・植樹され、あの美しい浮見堂が18年前の平成7年に完成しました。平成17年から県営防災ダム工事が着手され、震度7に対応できる工事が行われたのは、記憶に新しいところです。

国定公園大井池は、幸田町の観光協会のホームページの公園・花めぐりコーナーで、観光先として紹介されている場所です。お客をふやすような受け入れ体制について質問させていただきます。

トイレに関する当初予算900万円と補正で600万円、合計1,500万円となりました。国・県から138万円、一般財源から462万円の補正予算であります。大井池に設置されているトイレが老朽化しており、観光地にあるトイレとして恥ずかしいと以前から思っておりました。このたび、地元の要請に応える形としてトイレの改修を実施していただくことは、本当にうれしいこととあります。

しかしながら、実際に大井池を訪れるのは、年末年始に弁天様や猿田彦神社に参拝する人がほとんどであるのが現状です。また、トイレに伴い、隣接する幸田町無料休憩所も改修されることになりました。せっかく改修するならば、多くの方に利用していただきたいと思っております。

そこで、お尋ねをいたします。大井池のトイレ及び休憩所の改修に至った経緯をお聞かせください。一度入ると、においがひどく、管理が悪いとの感が否めないが、築何年たっておるのか、お尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） このトイレにつきましては、昭和58年に建設され、約30年ほど経過しております。

現在のトイレにつきましては、施設の老朽化、またくみ取り式によるにおい、清潔感、衛生面から、以前より地元の方から改修の要望がございました。

また、休憩所につきましては、昭和45年に建設されましたが、施錠式になっているため、利用申請による町が開錠・施錠していた状態で、利用者の方々から不便という意見をいただいたところでございます。

また、ことしの5月に改めて地元の方からトイレの改修の要請をいただき、今回、トイレと休憩所の両施設を改修することとさせていただいたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） このトイレ付近には、健康の道とか、幸田神社や猿田彦神社、弁天様が祭ってあります。毎日、どれだけの人が活用すると予測しておられるのか、お尋ねをいたします。

正月の猿田彦神社の参拝客を除いて、利用者がこのトイレに年間何人ぐらい使われるとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 通常時、大井池に訪れる方でございますけれども、健康の道をウォーキングされる方を含めまして、1日当たり二、三十名の方が訪れるのではないかと。そうしますと、年間1万人程度ということになるのではないかと考えております。

また、トイレの利用者でございますけれども、来訪者から予想すると、一日当たり数名ということで、年間二、三千人程度と考えられます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 大井池に人が訪れるために整備するのであれば、観光客が来ていただけるように積極的にPRしていただきたいと思えます。

昭和33年に先人がどんな思いで桜やもみじを2,000本植えたのかわかりませんが、今も紅葉のもみじがとても美しいです。一度出かけてみてください。春の桜まつりに観光協会から補助金4万8,000円をもっとふやし、同時にもみじまつりを新たに開催して、人が呼べる観光企画などを考えていただけるのか、お尋ねをいたします。

私の提案は、先人が植えた、今は咲いておりませんが、春に咲く桜や、今咲いているもみじは2,000本ありますが、さらにふやすことと、四季桜や寒桜も植えて、四季折々の見どころにしていけたらいいなと思えます。国定公園の大井池の将来の計画はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。何か障害になることがあったら、それも重ねてお願いをいたします。

このような計画に、まだ先の話と思いますが、生平幸田線の計画と重なってきます。関連が予想されます。生平幸田線は、幸田町にとってはメインの大切な道路ですが、一部の工事は行われる計画であることはお聞きしておりますが、248号線からの東名へのアクセスとして重要な道路と考えます。この決定を見ないと、今、私が言った植樹の話は進まないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 大井池周辺には、幸田町の北東部の自然観光スポットと既になっております。大井池の管理組合、地元の地域の皆様の御協力により、時期になりますと、先ほど議員がおっしゃったとおり、桜・もみじがきれいに咲いております。

毎年春には、地元有志による大井池桜まつりが開催され、大井池の花見が地域の風物詩となっております。15日間の期間中に1,500人程度の来訪があるとも聞いております。

観光協会の補助金の増額のお話でございますけれども、こちらにつきましては、協会内で、ほかの団体の方との関係の中で御検討いただければと思います。

また、現在のところ、新たなイベントについては考えておりません。地域の皆さんとの協力をいただき、盛り上げていければと考えております。

今後とも、引き続き誘客のできるような観光パンフレット、インターネット等を利用するなど、有効な施策について検討をしていきたいと思っております。

次に、将来の計画でございますけれども、地域が国定公園内の中であるため、基本的には、現状の自然を保全する区域と考えておりますので、大きな計画はございません。ただし、三河湾国定公園の園地計画におきましては、大井池は休憩所及び展望施設等を整備する区域として計画の許可を得ております。今回の工事も、計画に沿って整備・改修を実施したものでございます。今後も、当該計画の範囲内で整備の方向を検討していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 生平幸田線の関係の質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、この生平幸田線都市計画道路につきましては、新東名の額田インターへ向かう重要なアクセス道路として各種のマスタープランにつけられておるところで、重要性は認識しておりますけれども、現在、この都市計画決定された路線は、山寺地区の上を通過するルートを検討しておりましたけれども、今現在、6案ほどルート検討を再度行っております。大井池の上空を通る案とか、また大井池の北側を通る案、そういった案もございましたけれども、その案につきましては事業費が膨大となるというようなことから、大井池に影響のないルートの選定を行って、今年度の愛知県の事業の中で予備設計を行っている状況であります。来年度以降、こういった県の予算にて現況測量などを行いながらルートを決定して、用地買収、事業化に結びつけていきたいというふうな形であります。

したがって、生平幸田線が、そういった計画変更によって、この大井池なり植樹の関係に影響が出るということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 膨大な予算がかかることはわかっております。早く計画が実現すると、本当にいいなと思っております。

次に、リニューアルされる休憩所は、まずもって誰が休憩するためにつくった施設なのでしょうか。想定では、観光客や国定公園を散策する人のためにリニューアルするものだと思いますので、畳の部屋など、休憩所内に改修する予算と工事内容をお尋ねします。

公共の集会所として使えないのか、また人が来てくれなければリニューアルする意味はないと思います。この付近の案内地図も、ベンチが老朽化しております。汚れたり古

くなっておりますが、つくり変えていただけるのか、お尋ねをいたします。

この休憩所は、改修後の活用方法などはどのように活用するのか、お尋ねをいたします。

今まで戸を閉めたままで、使った形跡は全くありません。観光客が休憩しているのを見たこともありません。物置にするためにつくったとすれば、こんな無駄な施設はありません。どのような利用目的と使用方法を考えているのか、また過去の利用実績があるのか、お尋ねをいたします。

子どもと大人が楽しめる遊園地や、ふれあい動物園や釣り堀、売店、貸しボートなどを考えていただけたらどうかなと思います。または、付近に子どもと観光客が訪れられる図書館などが併設されれば、また集客力が増すのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 休憩所につきましては、先ほど申しましたように、昭和45年に建設されましたが、施錠によって来訪者の自由利用ができない構造になっているため、利用が不便であるという意見を伺って、それに対応するための改修工事でございます。

先ほど議員が申されたとおり、全体工事費は1,600万円でございます。そのうち250万円程度を休憩所の改修に充てて工事を行ってまいります。

内容につきましては、休憩所中央部に間仕切りをしまして、畳の部屋と倉庫部でございますけれども、そちらを一部屋として、あと残りを自由利用型の休憩室に分割するものでございます。

畳部分と倉庫部の内装についてはそのままでございますけれども、自由利用型の休憩室につきましては、腰壁、床について改装するものでございます。

周辺の案内看板につきましては、今回の工事費には含んでおりませんが、傷んだ案内看板等につきましては、所管課と調整させていただき、必要に応じ随時対応させていただきます。

次に、休憩所の活用でございますけれども、終日自由利用ができる開放型といたします。来訪者の一時休憩所や突然の雷雨等の気象変化の緊急避難場所として利用いただければよいかと考えております。また、人に迷惑をかけない範囲での自由に使っていただくことを歓迎しております。

次に、過去の利用実績でございますけれども、恒例行事として、大井池の桜まつり等で地域の方々が開錠し、管理しております。それにつきましては、利用人数が把握できておりません。

また、一般の申請の利用でございますけれども、過去に年一、二回程度の申請があった年もございましたけれども、平成16年以降でございますけれども、申請等についてはございませんでした。

次に、国定公園内で遊園地、貸しボートの関係でございますけれども、国定公園内でございますので、先ほど申し上げたとおり、現状の自然を保全する区域であります。自然を楽しむ地域として考えておりますので、新たな施設等の整備は現在考えておりませ

ん。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 今、水上ゴルフがありますが、土地改良の許可を得てやっておられると思いますが、水量がなくて中止状態であります。こういった施設がありますので、どういう手続で長年水上ゴルフを開催しておったのか、今の答弁ですと、この辺のことがよくわかりません。

次に、ふだん人気のない休憩所並びにトイレ付近の駐車場と同時に、弁天のある案内看板の設置や、夜は非常に暗いので、駐車場を含めて、防犯灯をLEDで明るくできないでしょうか。最近、まだ解決していない町内の不審火が多く発生し、町も不審火対策本部を設置したようですが、まだ犯人が捕まっております。住民の不安な昨今、休憩所の防犯上の施設を夜間施設するとともに、含めて誰が責任を持って管理していくのか、お尋ねをいたします。

昔のことを思い出して、子どもと親で夜回りしたり、ボランティアをふやしたり、自警団や安全ステーションの巡回パトロールをふやしたりして、防犯ネットワークの皆さんの協力を得たりして巡回してもらおう等、対策はいかがなものでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほど申したとおり、休憩所につきましては、終日自由利用ができる開放型というんですか、施設は考えておりません。

また、猿田彦神社の参拝につきましても、午後5時で終了ということをお聞きしております。夜間の参拝者もないことから、夜間利用は見込んでおりません。照明灯、防犯灯の関係は、特別な対策を考えておりません。

夜間照明につきましては、現在、大井池の駐車場に隣接する幸田神社の記念碑にございます街路灯で対応をお願いしたいと思います。

なお、今回の改修のトイレにつきましては、外部に壁付照明を設置しております。内部につきましては、人が入れば電気がつくというような人感式の照明を設けております。この管理につきましては、町の産業振興課のほうで行うものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 防犯上の御質問を頂戴いたしました。

現状では、安全ステーションの職員が町内巡回パトロールにおきまして、週2回ほど大井池の休憩所前の広場までは回らせていただいております。これはもちろん昼間におけるパトロールでございますので、夜間におけるものではありません。現在、その夜の特段の方策についてはない現状でございます。

また、地域において防犯活動の中で含めていただけるかどうかにつきまして、またいろんな問題もあろうかと思いますが、今後、御相談をさせていただく方向で進んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私も安全ステーションの方と昼中、お会いしました。今、大井池周辺のパトロールをやってきましたということで聞いております。

私は、先ほど申しましたように、夜間の非常に休憩所付近の防犯対策が非常におくれ

ておるなということで、心配であります。今後、今、総務部長がおっしゃったように、検討する課題だなどと思っております。いろんな方法を考えて、今後、セキュリティーのことは本当に大切ですので、不審火があってもまずいので、ぜひ考えてもらいたいと思います。

続きまして、古いトイレを見ておられますと、先ほど申し上げましたように、においがとても気になります。そこで、いかに衛生状態を保つか、課題になってきます。改修後、管理または清掃をシルバー人材センターに委託するようですが、どのような条件をつけて、どんな仕事内容なのか、心配です。わかる範囲でお答えください。

さらに、浄化槽の規模と維持管理はどのように考えておるのかも、お尋ねをいたします。

大井池に汚水が流れるような心配はないでしょうか、お答えください。心配すれば切りがありませんが、観光客や参拝客の安全に十分配慮した施設であることが重要だと考えます。防犯カメラなどセキュリティーについても、再度確認をいたします。

最終責任は、先ほど答弁にありましたように、産業振興課であるということですので、ぜひお考えをお尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 当該施設でございますけれども、通常時、シルバー人材センターに週2日でございますけれども、トイレ・休憩所の清掃管理を委託する予定を持っております。

なお、トイレの浄化槽でございますけれども、この人槽につきましては、J I Sの浄化槽の処理対象時算定基準に基づきまして、便器の数から50人槽で設置いたします。今、50人槽と言いますと、浄化槽につきましては、合併浄化槽ですので、合併浄化槽の50人槽の設置となります。

また、浄化槽の管理につきましては、浄化槽法に規定されている年1回の法定点検、人槽基準によります3カ月に1回の保守点検等を守っていき、適正管理に努めてまいります。

著しく利用者が増加する正月とかがございますけれども、そちらにつきましては、周辺施設、実施団体の協力はもちろんでございますけれども、通常管理しております体制で、万が一でも処理されない汚水が大井池に流れ込まないように管理はいたしていきたいと思っております。

次に、防犯カメラ等のセキュリティーの関係でございますけれども、夜間の参拝者・来訪者も見込めないため、夜間の利用は考えておりません。新たな防犯対策ですけれども、今のところ考えておりませんが、利用状況や町内全域の防犯カメラ等の設置状況等を参考に、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 非常に私は心配だと思っております。シルバーの委託も週2回でしたか、余りにも少ない。なぜかと言いますと、本当にこのトイレはにおいがきついんですよ。なかなか相当の労力をかけてもらわないと、このにおいはどんどん蓄積するばかりで、非常に悪臭がしております。また、ごみも時には散乱しておるときも時たま見かけます。



大井池は、先ほど申しましたように、春には桜が咲き、湖畔に浮かぶ浮見堂は、ことし塗りかえました。町の観光、文化の見どころとして、大井池は三河湾国定公園に指定されております。それと、町の木は山桜であります。春には大井池は桜が美しいと紹介されておるように、地元としましては、多くの方々はもちろんのこと、大草のいいところを知っていただき、町文化財のある寺院もあります。内外のお客様に訪れていただけるように、これからも訴えていきます。

ところが、数年来、ごみの不法投棄が後を絶たず、大井池周遊道路は、地元として残念ながら、トラ柵で通れなくしております。御存じでしょうか。これでは、せっかくの大井池周辺の景色は楽しめません。国定公園が泣いております。同時に、宝の持ち腐れであります。毎回の住民クリーン運動では、軽トラック4杯ほどのごみが出ています。これは、人目が行き届かないこと、すなわち人がいかに訪れないかの証明であります。

対策は、クリーンパトロールの強化も大切ですが、人の目と人の心に訴えること、すなわち周辺の道路に、私の提案ですが、朱塗りの鳥居を間隔をあけて設置し、人の良心に訴えること対策をして、早く通行できるように対策を講じてもらいたいと思います。魅力ある大井池にさせていただくことが、何より大切だと考えます。

また、この地域は、大草区の環境ボランティアの皆さんが年に数度環境整備に働いておってくれます。今後ごみゼロを目指していただく町の対策をよろしく願いをいたします。

地元任せではなく、町としてごみを制する者は世界を制するという言葉がありますが、まず担当課の知恵と汗に期待しております。いかがでしょうか。

鳥居については、ほかの市町村で設置をして、人の心に訴えている市町村もあります。担当課で知恵と汗を流して、ごみがなくなるような対策を講じていただけないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 合併浄化槽を設置して、においの関係でございますけれども、そちらにつきましては、適正に管理していきたいと思っております。

また、浄化槽メーカーのほうとも相談いたしまして、50人槽で、利用客が少なかったり多かったり、いろいろありますので、そちらの点検の仕方につきましても十分勉強させていただきたいと思っております。

次に、不法投棄でございますけれども、これは全町的な問題でございます。地道ではございますけれども、クリーンパトロールによります巡回及び早期回収、啓発看板の設置、管理された不法投棄しにくい場所づくりが防止効果と考えられますので、引き続き啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、朱塗りの鳥居でございますけれども、こちらにつきましては、ニュース等で、子どもたちやボランティア団体が手づくりした鳥居を不法投棄の多い場所に設置という事例は見ておりますけれども、こちらにつきましては、土地の所有者等でやっていただく方式をお願いしていきたいと思っております。うちのほうとしましては、先ほど申しました地道にクリーンパトロール等で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 消極的な答弁であるなど私は思います。もっと積極的に、国定公園であるという認識がないなどというを感じております。幸田町の本当に目玉になる地域だと私は思っておりますので、もっと積極的に行政のほうで考えてもらいたいというのが私の今の気持ちであります。

次に、幸田町60周年記念についての質問に移ります。

幸田町の60周年記念事業の実施内容についてお尋ねをいたします。

幸田町は、来年で合併60周年を迎えます。人間で言うならば、還暦を迎える60年ということで、実におめでたいことでもあります。それを祝って、60周年記念企画を計画中だとお聞きしております。

事業計画案を拝見いたしますと、平成26年6月29日に計画中の記念式典が1件、新規イベント事業が8件、既存事業を活用した事業23件の計画があり、総数32件もの60周年記念企画案があります。幸田町を挙げて盛り上げていこうという機運を感じますが、周年事業というのは、PR効果があり、うまく活用できれば観光資源となり、町内だけでなく、町外からも来訪していただけることができると私は期待しております。

そこで、まずお聞きします。幸田村と豊坂村が合併して60年であります。町制を1952年の昭和27年4月1日に敷いてからの60周年でなく、町制施行2年後の昭和29年、1954年に合併しました。本来は、町制が施行されたときから60周年でお祝いするという考え方が普通であると思います。合併60周年と決めた理由と意味は何か、お尋ねをいたします。誕生日が2回あることになりませんか。納得のいく答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 現在の幸田町は、昭和28年の合併推進法により、額田郡幸田町と幡豆郡豊坂村の両住民の総意による対等な立場での新設合併であります。

したがって、現在の幸田町は、新たに昭和29年8月1日に誕生した幸田町ですので、町村合併でお祝いをするものであります。10周年記念以降平成16年の合併50周年まで、このような考えで実施をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 意気込みは感じられるわけですが、32件もの企画案があります。記念式典を除く、どの企画を目玉にしておみえになるのか、お尋ねをします。

町民は、NHKの素人のど自慢を期待している向きがありますが、期待できそうでしょうか、お尋ねをいたします。

目玉は、今やカラオケを楽しむ方が、高齢者ふれあいプラザや老人福祉センターでの統計でもふえております。高齢者の生きがいになっている部分も感じられるカラオケです。無論、嫌いな方もいらっしゃいますが、声を出すということは、健康増進にもつながると聞いております。ぜひ実現できるように頑張ってください意義はあると思っております。この辺の進行状態はいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 特に目玉の企画と位置づけておるわけではございませんが、来年の6月29日の記念式典後に、町民参加型の音楽祭を考えております。この音楽祭では、今回、制作する幸田町の子どものお披露目し、歌や音楽を楽しめる音楽祭になるように計画するものであります。

また、このほかにも町民の皆さんに興味を持っていただけるような記念講演の開催や、議員の今言われましたNHK公開番組も要望している状況であります。

なお、NHKの公開番組につきましては、今年度で言いますと、テレビとラジオを合わせて22の番組があり、豊川市市制70周年で「のど自慢」、隣の西尾市市制60周年で「上方演芸会」、日進市市制20周年で「ごきげん歌謡笑劇団」などを周年事業に合わせて開催をされております。

なお、要望につきましては、特定の番組を指定できない決まりで、東京の本部で決定をされるため、状況についてはわかりませんが、来年2月ごろには正式決定をされるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 立派な町民会館があります。町民の方が本当にたくさんの方が利用しておられて、これからもこの60周年を機に、ますます町民会館の皆さんが楽しんでもらえるようなことで、これからも頑張ってもらいたいと思います。ぜひ、NHKの「のど自慢」が来るといいなと思っております。

次に、現在、一般公募しているロゴマークとキャッチフレーズについてお聞きいたします。

なぜ、一般から募集する形ではなく、でき上がった各3案から選ぶという方式を採用されたのか。また、誰がデザインしたのか、誰がキャッチフレーズを考え、誰が3案を選んだのか、お尋ねをいたします。もし、プロがかかわっているようでしたら、おのおの経費は幾らかかっているのか、お尋ねをします。

この募集を拝見したときに疑問に思ったのですが、この60周年記念事業を盛り上げるとしたら、一般から広く募るのが普通のやり方だと思います。もし、ロゴとキャッチフレーズが集まらないのを前提に企画して、最終的に最初に絞り込んでおいたほうが決めやすいという理由だとすると、60周年記念事業を盛り上げようという意図とは反していると思います。いかがでしょうか。また、現在、どれぐらいのロゴとキャッチフレーズの応募が集まっているのか、お尋ねをします。

応募は12月20日締め切りですが、現在までの応募は計算どおり集まっておるのか、予想外に少ないのか、また予想よりも多いと見るのか、見解をお尋ねをいたします。

過去には、いろんな催し物の場合には、公募が多かったと記憶しております。しかし、役場の中に職員でデザインやロゴの得意な方はいないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 初めに、それぞれ3案による投票方式の理由ですが、より多くの町民の方にわかりやすく手軽に60周年に参加していただくために実施をしているも

のでございます。

また、ロゴマークにつきましては、えこたんをモチーフにしているため、考案者である業者に委託をしたもので、3案のデザイン料といたしまして7万6,500円を支出しております。

キャッチフレーズにつきましては、町ホームページでの公募と合わせて役場職員にも募集し、応募12作品の中から検討会議によって投票により3案に絞り込んだものでございます。

次に、投票状況でございますが、12月20日までとなっております。途中集計を行っていませんので、わかりませんが、一人でも多くの町民の方に参加していただけるように啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） ロゴマークとかキャッチフレーズ、よく考えてあるなと思いますが、こういったものは公募でやられたほうが、町民の方に参加してもらったほうが盛り上がるんじゃないかというのが私の思いであります。役場内で企画したもの以外で、外部団体などと共同企画するような計画はないのか、お尋ねをいたします。

私からの提案ですが、昨年の彦左まつりが25周年で始まったイケメン彦左コンテストは、町内在住の、また在勤の眼鏡男子の中からイケメンを募集して、上位3名に60周年をPRしてもらおうとありましたが、マンネリ化した彦左まつりに新風を吹き込んだと思っております。

もう一つ彦左を盛り上げるならば、私からの提案ですが、幸田町60周年を盛り上げるために、岡崎から五万石みこしを借りて、約30人から50人で担ぐみこし、すばらしいもので、見ごたえのあるみこしです。若手町職員の有志に募集して、彦左まつりに参加し、みこしを担いで、60周年を大いに盛り上げていただけないでしょうか。

そのみこしは、岡崎の三河仏壇振興協同組合の伝統工芸士の職人がつくり上げた、それは立派なみこしです。来年度に向けて、町内外に幸田町60周年を周知するためには、このような内外の協力を得て、お互いにいいPRと交流が始まることになると思います。お考えをお聞かせください。

また、60周年を盛り上げるには、役場内ではなく、このように他市町村の団体、または商工会や農協などの外部団体を巻き込んでの企画に期待をしております。何かほかに計画がありましたら、お答えください。

参考に検討するとのこととお考えかと思いますが、三河仏壇振興協同組合は、10年前につくったみこしでコラボして盛り上げて使っていただけるならば無料で貸しますよというお答えももらっております。毎年、岡崎の五万石みこしに参加して、数々の賞を受けておるみこしでございます。経費は別であります、無料で貸してもらえることを私は聞いておりますので、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 議員言われますように、ことしの彦左まつりは、商工会と共同でイケメン彦左コンテストを企画し、町内外に広く60周年を啓発してまいりました。来年も継続して実施するものですが、御提案をいただきましたみこしの活用方法につき

ましては、祭りの主催者である商工会と調整をしたいと思います。

また、外部団体と共同企画ですが、記念講演においても、男女共同参画や人権擁護に関する団体などと連携していくものでございます。ほかにも、企業やNPOと共同してのコンサートの話もあり、町も参画していきたいというふうに思っております。

なお、合併20周年と30周年では、商店街などの大売り出しを行いましたので、商工会に60周年でも行えないかと相談をしているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 今後、60周年を最大にPRする方法はどのような手法を考えており、その結果、どのような波及効果を幸田町に生み出されることを期待しておられるのか、お尋ねをします。

新聞、テレビ、ラジオ、インターネットやケーブルテレビ、広報はもちろんのこと、近隣のまちに参加の依頼に挨拶回り等、パンフレットを活用して積極的に60周年の外交をやらないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 60周年をPRする方法につきましては、町民の目に触れ、知ってもらうことが重要であるというふうに考えております。ロゴマーク、キャッチフレーズの投票も、その一つであります。そのほか、ロゴマークのバッジやシール、横断幕、啓発物品などで取り組んでいきたいというふうに考えております。

この60周年記念事業の目的は、60周年を機に町民や町内企業の方に幸田町の魅力を再発見してもらうこと、そして各報道機関に働きかけ、多くの町民や企業に参加をもらい、元気な幸田町を町内外に発信し、いつまでも住みたい、住んでみたいと思うような、未来につながるまちづくりとするものでございます。

また、60周年外交をやらないかという御質問の中ですけれども、近隣市でのイベント等にえこたんが参加をして60周年をPRしております。

また、せんだって東京で開催された全国少年少女チャレンジ創造コンテストで銀メダルを受賞したわけですけれども、課題の「からくりパフォーマンス・カー」で合併60周年を全国にPRをしていただきました。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） いろいろとPRをしておられるようでございます。

この60周年で町内外からの波及効果は何を期待しておられるのか、お尋ねをいたします。納得のいくお答えがまいりませんので、何か波及効果、こんな波及効果があるよということがありましたら、お尋ねをいたします。

私はPRにより経済的効果や年間の幸田町への町外からの来場者がふえることにより、このPRにより幸田町に住んでもらいたい人口増を期待しておみえになるのかなというふうに思っております。ほかに何かありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 西三河で唯一の町となりましたが、町民の方に、小さくても輝く幸田町に誇りと愛着を持っていただき、町外の方にうらやましがられるような、そんな効果が出たらいいかなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6 番、都築君。

○6 番（都築一三君） せっかく60周年を記念するマークができていますので、いろんなところで見るように使用していただきたいと思います。3 駅や幸田の観光地はもちろん、商店街にはバンダナや、3 駅にもポスターなど記念のマークを入れ、のぼり等を掲げ、幸田町をお祭りムードにさせていただき、先ほどのみこしの提案には、はっぴやのぼり旗やうちわなどもつくり、そろえ、官民一体で盛り上げるようなことを企画して、町民と喜びを分かち合える企画にさせていただき、大いに盛り上げて、町民が何らかの形で一度は参加できるような考えで、ぜひとも成功させていただきたいと思っております。全町民参加型の60周年にさせていただきますことを切望して、質問を終わります。

最後に、60周年記念行事をお迎えする町長の思いを聞かせてください。先ほど申しましたように、内外の方に幸田町のことをさらに知っていただくチャンスにさせていただいて、60周年を成功させましょう。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町村合併60周年の記念式典が来年6月29日に予定しているわけでありまして、これを単なるお祭りで終わらせるということでは私はないわけでありまして、今から30年ほど前に、ですから30周年ですね、町村合併30周年記念のときに先輩がこういうことをおっしゃったんです。幡豆郡豊坂村と幸田町、幸田町は幸田村じゃないんです。幸田町になっていたんですけれども、それが合併した。それで、幸田中学を一つにした。豊坂中学があったんですけれども、一つにした。これは、先人が幸田町が一つになってさらに躍進するがために、俺たちは、その当時の町長です。俺たちは一緒にしたと。従来ですと、幡豆郡の人と額田郡の人が一つになって、やっとなら我々も中学に行ったときには一緒になったわけです。私も幡豆郡豊坂村生まれけれども、そういう大きな流れの中で、この合併記念が行われてきているということをもう一度見直して、さらに今後は、この60周年が70周年になるように、さらに幸田町が持続可能なまちであり続けるために、これを記念する日として、躍動するいろんな、ましてや子どもから大人までモチベーションを上げて、この町をとにかく持続可能なまちにやっていくんだということを、いろんなイベントを通じながら確認し合いながらやっていくというのが、私のこの60周年でございます。

ですから、今、都築議員からいろいろお話しいただきましたことにつきましても、今後十分にいろんなところと、関係と調整いたしまして進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつ御協力のほど切にお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 6 番、都築一三君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

---

再開 午後 1時58分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、中根秋男君の質問を許します。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をいたします。

狭隘道路のセットバック部分の整備についてお伺いをいたします。

建築基準法が昭和25年11月23日に施行され、第42条1項に、「道路とは、幅員4メートル以上のものをいう」と書かれております。第42条2項には、「この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、その中心線から水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなす」とあります。つまり、セットバックをしなければならないということでございます。

開発行為や道路位置指定による分譲住宅でない個人住宅において見受けられる第42条2項、道路に接する土地に建物を建築し、建物完成後、あるいは完了検査後にセットバックをしないでもとの位置にブロック塀を敷いたり、門や花壇に使用していることがあります。

そうしますと、いつまで待っても4メートル道路ができません。もともとこの法律ができたころと現在を比べますと、車を所有する人や通行する車も多くなり、また車自体も大きくなっています。そのため、4メートル道路でも狭く感じられておる次第です。

以上のことを踏まえまして、質問をしてみたいです。

初めに、市街化区域内の町道の総延長距離数と4メートル未満の道路の総延長距離数が何%あるかについて伺います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 本町の認定された町道につきましては、全長で1,832路線、距離で438キロございます。そのうち比較的幅員の広い、1・2級町道を除く、いわゆる一般町道につきましては、1,796路線、距離で391キロございます。この一般町道の中で市街化区域内にあるものは、554本、88キロ782メートル、88.782キロメートルで、割合としましては、約23%が市街化区域内にある一般町道ということになります。

そのうちの幅員が4メートル未満の狭隘道路についての御質問でございますけれども、一つの路線でなかなか4メートル未満とそうでない部分とございますので、一概に申し上げられないというのが状況でございます。ただ、例えば横落地区での一つの街区、2ha地区の街区を計算してみますと、4メートル未満は3路線ございまして、238メートルで約31%となっております。

なお、ちなみに地方交付税算定をするときは4.5メートル未満という基準がございまして、そういった中では、町道の36%が4.5メートル未満というような表現がございまして。

そういった面では、これよりも若干4メートル未満は少ないということで、おおむね3割と、30%と考えまして、距離として26キロ600メートル、26.6キロメートルの程度、総延長としてはあるのではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 今、部長が言われましたように、道路事情がいろいろございますので、広がっておるところとか狭いところとかいろいろございますので、大変だったと思いますけれども、一応、横落を見てもらって確認されたと思うんですけども、それで 5 5 4 路線、市街化区域内にはあるということで、それが 8 8 キロということで、その中で 3 0 % ぐらいが狭い 4 メートル未満の道路だろうということで、それが 2 6 キロでしたかね、それだけあるということが一応わかりました。

それで、これから少しでも 4 メートル道路にさせていただくために、続いてお聞きいたしますけれども、これは 4 メートル未満の道路でセットバックをする場合、例えば 1 間道路ですと、1. 8 メートル道路ですよね。その場合ですと、中心から 2 メートルがセットバックするところということになるわけですけども、そこで道路中心が仮に 1. 8 メートルですと、0. 9 メートル、9 0 センチになるわけですけども、そこから 1. 1 メートルのところをセットバックをする位置であるということでもいいわけですか。その点についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 建築物または擁壁は道路内に建築してはならないというのが、先ほどありました建築基準法の第 4 4 条でございます。また、議員言われたように、第 4 2 条の 2 項では、現に建物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道路で、特定行政庁が指定した道路、この特定行政庁というのは、人口 1 0 万人以上の市で、県内では 1 7 市ございますけれども、幸田町は特定行政庁ではございませんので、愛知県知事となるわけですけども、その指定したものがその中心から水平距離 2 メートルの線を道路の境界線とみなすという形でございます。

そういった中でございますので、集落道路で 1. 8 メートル以上の幅を持つ道路、これにつきましては、全てこの 2 項道路ということで位置づけられますので、中心から 2 メートルセットバックするというので、議員の言われるとおり、1. 1 メートル分が片側としては道路後退が発生するというのであります。

また、ちなみに宅地の反対側が崖とか線路とか河川、水路等がございます場合は、片寄せとなりますので、その分は一方だけで 2. 2 メートルのセットバックが生じるということもございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 今、部長のほうから言われましたけれども、特定行政庁というのは、人口 1 0 万人以上ということで、幸田町は知事のほうに入っているということでございます。

それと、要するに 4 メートル道路にするためには、中心からとにかく 2 メートルはとらないと境界線とならないということは、よくわかりました。

あと、片側が河川とか、いろんなことになっておると、そこからでも 2. 2 メートルですか、それだけセットバックしなきゃいかんということで、わかりました。

幅員が 4 メートル未満の道路でのセットバックについては、建てかえる母屋は、家は



セットバックしても、塀や生け垣、これを改築しない限り、現存できることから、4メートルの道路用地が確保できていないのが現状ではないか。それなら、塀や生け垣の撤去の助成をすることはどう考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 建築物につきましては、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱があるものというものでございますけれども、これに附属する工作物、門とか塀も建築基準法上は建築物として規定されているということで、建築確認の対象となることとございます。そういうことでは、道路内にあれば建築確認はおりないというふうな状況にあります。

しかし、議員の言われるとおり、生け垣などにつきましては、この工作物ではないというところから、そのセットバック内に存置してしまうというふうな場合がございます。

また、ちなみにこの補助制度、そういったものを補助できないかということで、かつて幸田町では、生け垣設置奨励補助制度がございましたけれども、これは目的がブロック塀の地震時の倒壊を防ぐというような目的で行っておりまして、現在のところ、この補助制度はないという状況であります。

ちなみに、特定行政庁である岡崎市などでは、権限がございますけれども、その分、義務もございまして、そのセットバックを完全に実施させるための補助制度というのが、狹隘道路整備事業ということで、4メートル部分は寄附をされるのが大前提ということで、その場合に測量・分筆は市が行い、それに伴う生け垣とか樹木等の移植だとか撤去などの補助を行っているというふうなことがあります。そういう面では、岡崎市等、特定行政庁ではそういった制度はあるというのは事実でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今お伺いしますと、以前は生け垣については補助しておったということですね。

それで、今言われました岡崎市では、補助金が出るということをおっしゃいますね。それで、幸田町もそれに見合ったように、補助金が出るようにならないのかということで、幸田町は出ないということであれば、県のほうに補助金を出してもらおうとか、そういうことを強く要望していただいて、消防車両、それから救急車両が通行できるように道路を確保していただきたい。そこで、安全と利便性の高い道になるようにしてもらいたいのかと思いますけれども、その点はどうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田町は、岡崎市や西尾市などの特定行政庁ではないということで、愛知県知事による権限でもって行っているということで、独自の制度で幸田町が行うということは現在のところ考えてございません。愛知県知事に対して、そういった要請をしていくということも行っていきたいと思っておりますけれども、愛知県も現在のところそういった考えは持ち合わせていないという状況であります。

そういった面では、幸田町として何らかの特定財源、補助金、社会資本整備総合交付金とか、そういったものを受けながら、そういった財源があれば、そういったものも検討していくようにしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 補助金が出ないということなんですけれども、とにかく隣の岡崎市も出ておるもんですから、出していただくように検討して行ってほしいというぐあいに思います。

それから、最近5年間の建築確認の受け付け件数について、ちょっと伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 最近と申しますけれども、平成18年度から民間でも建築確認が受け付けが可能になったということでございますので、その分の受け付けも含めた受け付け件数が、平成20年度は320件、平成21年度は349件、平成22年度は368件、平成23年度は316件、平成24年度は331件、また今年度は現在のところ179件ということで、年間おおむね300から350件、総じておおむね330件程度の横ばいですが、そういった状況でございます。

ちなみに、その中での市街化区域の割合としましては、約半数、330件の半分で160件程度が市街化区域内の申請と考えております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

最近の情報ですと、そういうことで、平成20年ですと320件ですか、それだけと。あと、ちょっと書いてございませぬけれども、大体年間で330件ほどは建築確認の受け付けを行っておるということと、市街化区域内で確認を受け付けておるのが大体160件ぐらいあるということですのでよろしいわけですね。わかりました。

そこで、関連して、セットバックの指導をした、今度は指導のほうです。指導した件数について伺いたいというぐあいに思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 最近、区画整理事業などで、このセットバックが必要ないというふうなことで、減少はしてきているわけでございますけれども、この第42条の2項道路、いわゆるセットバックが必要な道路に接している申請というと、大体、この中のおおむね3割がそういったものでありますので、市街化区域内の160件の3割、おおむね50件程度がこの2項道路に接しているというふうな形で指導をしている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今言われましたのが、年間50件ぐらいは一応指導しておるということで間違いのないわけですね。わかりました。

それから、セットバックをしていない事実確認をした場合、土地の所有者、あるいは建築確認申請者に対してどのような勧告措置をするのか。指導しているのか、伺います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 確認申請を行って完了検査時点で工作物とそのセットバック内に残っているという場合には、その検査が通りません。いわゆる検査済みが発行できない状況でありますので、取り壊していただくこととなります。

通報を初めとした建築モニターパトロール、こういった中で把握した場合には、その都度、現地調査によりまして違反事実を確認しながら、愛知県とともに職員が業者とか申請者、所有者に対して口頭で指導しているというのが実際でございます。

悪質で指導に従わない場合には、建築基準法違反、建築基準法の第44条の1項になりますけれども、道路内の建築制限を違反しているというようなことで指導をしていくようなことになるかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 事実確認をした場合、県とともに申請者や所有者に口頭で指導していくということを言われました。それだけでいいのかわかりませんが、それに対して応じなかったことはあったのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今までの愛知県知事の文書でもって違反指導というような形のところまで至ったものはございません。

口頭にて行ってございまして、これらの指導に従う意思、法律遵守する意思を確認した上で、様子観察をしているのが実際でございます。

なお、建築基準法の第101条では、罰則規定がございまして、100万円以下の罰金に処するというようになってございまして、かかわる施工業者、また建築士、設計士には、こういったものが圧力となって指導を遵守するという方向に働かせているというのが実際でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 一応、口頭でやっておるということですよ。

それで、今確認したところ、罰則規定ということで、100万円以下の罰金があるということでやってみえるようですけども、これは業者に対して相当圧力になっておるかというぐあいに私も考えます。とにかく、何かこういったことをしないと応じてもらえないのではないかといい私も思います。

それから、建築の確認後、時間が経過してから、ブロック塀、よくあることなんですけれども、建築をして、確認申請を終わった確認後、時間が経過してから、後からブロック塀をつくっちゃったとか、そういったことがままあるというぐあいに思います。現実にあると私は思っておりますけれども、そういったときに解体させるのか、また解体しない場合、行政が解体をして行政処分を行うという厳しいものの考えを持ってみえるのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今申し上げたように、それらを守る意思がないという場合には、違反行為として行政処分を必要とする場合には、権限である愛知県知事に対して幸田町として働きかけるというような形で、施工業者、設計士等を含め、厳しく行っていくようなことになるかと思えます。

なお、セットバック内に構築されている違反建築の場合につきましては、行政が強制執行することは事例として今まで承知してございませんけれども、取り壊していただかないと次の建築確認とか増築が申請上できない、不可能となりますので、実質的なペナ

ルティーというのは、次の建築確認、また申請ということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 権限者は、愛知県のほうへ働きかけて、施工業者とか設計士ですか、そちらのほうにこういったことはいかんということを厳しく行っていくということですよ。

それで、私、実際の話、もう随分前の話ですけれども、母屋的なものをセットバックはしましたと。ブロックを後からつくっちゃったということで、やはりそれで通報されて、取り壊したということがございます。ですから、そういったようなことで、違反した場合、やはり行政としても強制的にやっていただきたいというぐあいに思ひます。

行政処分を行ったからといって、強制執行は今までとしては事例としてはないということでもよろしいかと思ひます。わかりました。

それから、新規でセットバックを要する案件について伺ひます。

建築確認許可条件として、必ずセットバックをする誓約書を添付させて、しかも建築主のみならず、建築士の両方の誓約書をもらうなどするのか、その点についてお伺ひをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今言われるように、以前は、建築士の確認申請図面に申請者の、例えば建築主が一筆書き込んで誓約していたという状況は過去にはございます。ただ、平成18年から、先ほど申し上げた民間確認受け付けができるようになりまして、工作物の道路内建築を誓約書で容認するということが誤解が生じるということで、セットバックをさせないともう完了できないというふうな形で厳格化しまして、検査済証は発行できない状況になってございますので、必然的にその誓約書取り扱いという形ではなくなっております。

もちろん、このセットバック内に設置された完了済みが出ない場合は、銀行融資もおりないわけでございますので、そういった制圧にもなっているということでもあります。したがいまして、現在は誓約書としての取り扱いを行っていないという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 以前は、そういったことで、図面のほうに申請者の建築士、一筆書き込んでもらっておったけれども、今、民間のほうでやっているということで、18年度から行われていないということでございますね。

とにかく、セットバックをしない限り完了、それから検査済証が発行できないということでございますので、その点はよくわかりました。

それより前、18年前には、これがちょっとずさんなところがあったかなというぐあいに私は思ひますけれども、こういったことで、最近はそういった処理を、誓約書ですか、それをとっていないということですね。

それから、セットバックをした後の管理、指導について伺ひます。

分筆をしないと、固定資産税はかかるとなっている。分筆をして、公衆用道路となれ

ば、税金はかからず、名義もそのままでも問題ないと聞いておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） セットバック用地につきましては、建築基準法上の建築敷地から除かれておりますが、その課税につきましては、そのまま個人の所有地として一体的に固定資産税などが課税されていると。そこで分筆して面積を確定すれば、その部分は非課税とできるというようなことでございますけれども、ただし公衆用道路に地目変更すれば個人名義のままでもよいというふうなことですと、また未登記路線的な部分で後々問題が出ますので、そういった面でも名義を幸田町に変更していただくのを極力お願いしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 極力分筆をして非課税にしたほうが良いと、幸田町に寄附するというような格好のことを今言われておるわけですが、そこで分筆登記をするのに費用的にはかなりかかるわけですね。そういったことで、その分筆の登記をする費用を助成をしてもらえないか、この点についていかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） セットバック分を道路用地として幸田町に寄附されるという場合を前提としまして分筆する場合には、幸田町道路後退用地分筆費用補助金交付要綱というのが平成15年からございます。そういった面では、1件10万円程度の補助がありますが、この補助制度は年間2から3件程度しか申請がございません。しかも、市街化調整区域内で大規模な敷地を分家用地などで敷地分割するときに、同時に道路用地も分筆するという面で、そういった申請で出てきているということで、市街化区域内の場合は、敷地分割までしなくても敷地確定は申請上はできてしまいますので、分筆の必要がないということから、その動機づけになっていないというようなことでございます。

そういった面では、この市街化区域内でのこのような敷地確定、分筆行為が必要でないということ、また分筆のための敷地確定に市街化区域の場合、官民界含めた立ち会いなどが必要だということから、手間と費用がかさみ、今の10万円程度の補助金制度ではなかなかメリットがないということから、申請、またそういった申請に至る動機づけになっていないというのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今聞きましたところ、1件10万円の補助はあるということですが、これでは本当に手間暇、今、測量業者にしてもかなり高いわけですね。ですから、10万円じゃ、ちょっととてもじゃないけれども難しいなというぐあいに私も思います。

そこで、一般的に分筆する費用、これがどのぐらいかかるのか。それと、また道路ですから、官民の境界ですか、その確認にも手数料は出るということでございますので、そういったことも踏まえて、もうちょっと助成、当然官民境、こういった手数料を助成してもらうような考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 一般的に敷地確定の宅地としての分筆費用につきましては、最低でも30万円以上はかかるというような状況でございます。そういった面で、10万円程度では動機づけにはなっていないのが現状なのかなと思います。

また、この補助制度にセットバック奨励のためにこの制度を活用するためには、補助の拡充とか、また分筆方法との検討が必要ではないかと考えております。

また、現地の現況敷地確定のためには、町道などの現道との官民界査定も必要となっております。現在、幸田町では、その官民界査定に2,000円の手数料を徴収しているという状況でございます。議会などでも問題となっている状況でございます。県下の中でも、そのような手数料徴収団体が無いというふうなことを聞いておりますので、この官民界立ち会いの方法についても、また近隣市の状況を把握しながら再検討を行い、この手数料を見直していく、廃止をしていくようなことも検討を始めていきたいと考えております。そういった視点に立って進めておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、大体30万円以上というんですから、幾らかかるかわかりませんが、大きな敷地ですと、かなりの測量費がかかってまいります。ですから、この点については、やはり増額していただくよう検討して、とにかく補助金が出るように。それから、官民境の2,000円のことについても、前向きにやっていただきたいというぐあいに思います。

とにかく、安全で安心して住みよいまちづくりをしていただくように強く要望しまして、次の質問に入ります。

次は、消費税増税に関して伺います。

消費税が平成26年4月から3%引き上げられて8%にするということを、ことしの11月1日に安倍総理は決断されました。さらに、平成27年10月には、2%引き上げて10%へ引き上げられる予定になっております。こうした状況を踏まえて、消費税増税による町政への影響と対応について質問をいたします。

本町の財政にとって消費税増税は、地方消費税交付金が引き上げられるので、収入増ともなりますよね。が、一方で、自治体は、本町ですね、納税者でもありますので、増税に伴う支出増にもなります。それは、教育や医療、福祉など、消費税増税分を町民に直接転嫁できない事業がございます。

そこで、一つ目の質問をいたします。平成26年4月から8%の消費税になったときの支出額、これについて、また27年の10月から10%になった場合の支出額を一般会計の平成25年度予算ベースではどのぐらいになるのかということをお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 消費税の引き上げに伴います町政への影響ということで、歳出につきまして5%から8%になった場合、また8%から10%になった場合、どのぐらい支出がふえるかというお尋ねでございます。

あくまでも試算、試しの算ということで御理解をお願いしたいと思います。

前提といたしましては、平成25年度の一般会計の当初予算額122億2,000万円ということで、これをベースにして、歳出の節の単位で試算をさせていただきました。消費税が5%から8%になった場合、9,357万8,000円の増となります。また、8%から10%になった場合の試算では、これに加えて6,238万5,000円の増となります。5%から10%、両方合わせて換算するということは、両方足しますと1億5,000万円の増という試算となります。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

5%から8%のときは、9,357万8,000円ですか、それから8%から10%のときが6,238万5,000円ということで、5%から10%になったときは1億5,000万円、そういった大きなお金になるわけですね。

そうすると、本町に対して大変な影響があると思うんですね。それに対して対応ですね、要するにお金がそれだけ出ていくもんですから、仮に増収があるとしても、来年度ですと、伺ったところによると、ちょっと入ってこないだろうというようなことがありますので、そのときのお金がもうないというようなときの対応はどうされるのか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、一番懸念がされますのは、次年度の当初予算、先ほど申しましたように、計算でいきますと9,300万円ほどは消費税率の増によりまして支出がふえるということでございます。

次年度の予算編成方針の中では、物件費、消耗品や備品購入費などにつきましては、臨時的なものを除いた経常的なものは、消費税分を増額要求することなく、経費節減に努めていこうということ。

それから、その他普通建設などの臨時的な経費についても、全体の中で精査をし、経費を削減していこうということではありますが、できる部分とできない部分が当然ございますので、不足する財源につきましては、最終的には基金の充当により賄うことを視野に入れて編成方針を出させていただいておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） とにかく厳しい状態になるということはわかります。

そこで、予算編成で極力企業努力をしていただいて、とにかく町民に負担がかからないように、今言いましたように、役所のほうで企業努力をしていただきたいというぐあいに思います。

それでは、次です。

そこで、消費税が増税されることによって支出増額で、保育園とか小・中学校、それから保健衛生費、社会福祉費のそれぞれの増額分を伺います。いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほどの試算の内訳ということで御理解をいただきたいと思いますが、5%から8%になった場合、保育園につきましては456万2,000円、小・中学校につきましては1,912万1,000円、保健衛生費につきましては1,

108万6,000円、社会福祉費におきましては181万8,000円、合わせますと3,658万7,000円ほどと試算をいたします。

それから、8%から10%になった場合も参考までに、保育園につきましては304万2,000円、小・中学校1,274万7,000円、保健衛生費739万1,000円、社会福祉費121万2,000円、合わせまして2,439万2,000円の増と見込むものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

そこで、保育園ですか、これは456万円ということと、それから小・中学校費が1,912万1,000円ですか、この大きな差があるわけですね。この点について、何でこんなに大きな差があるわけですか。人数が当然違うと言えば違うんでしょうけれども、その点についてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） こちらの試算の前提が、平成25年度の各事業、それぞれの事業の積み上げで算定をしております。例えば保育園の関係、保育園9園の全部の園の予算の積み上げたもの、それから小学校についても、同様の考え方で積み上げていった計算で、今の試算額を申させていただきました。

それで、保育園につきましては、456万円、小・中学校のほうは1,900万円と、そうした開きがなぜあるかということでございます。先ほど事業の、いわゆる構成が、人件費だとか負担金だとか補助金の節を除いて、需用費だとか委託料工事費などが消費税の対象となる、税率が上がる対象となるというような単純区分の上で計算をしております。そうした構成比、いわゆる人件費のウエートが多いような積み上げのもとだと、今言いました影響額の総額としては少ない数値、それから先ほど影響を受けるような費目が多いような事業につきましては、先ほど申しました小・中学校費のような計算が出てきた結果、比べてみると、そうした差があるという御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 人件費であるということで、わかりました。

それで、増税後、同じ予算内容を維持するには、増税負担分を補てんしなければなりません。その負担分を町民に極力かけないようにしていただきたいというぐあいに思っています。

そこで、次の質問に入ります。

増税による地方消費税交付金が引き上げられるという、このため、先ほども申し上げましたけれども、収入増ということになるわけですね。8%から10%、交付額について、平成25年度ですと交付税が3億9,000万円ありました。これについて、26年度から幾ら入ってくるかということをお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほどにつきましては、出のほうの金額の試算を申し上げました。ただいまの御質問は、逆に入ってくるほうの地方消費税の交付金の見込みはという御質問であると思っております。



まず、一般の方々が納めていただいた消費税が市町村に交付金となるまでには半年以上の時間がかかるため、平成26年度では交付額は少なく、平成27年度以降にその影響が出てくるものと考えております。

試算でいきますと、平成25年度、今年度の当初予算の地方消費税交付金につきましては3億9,000万円でございますので、これを基準として、過去4年間の平均額を基準にして見込み額を計算をさせていただきました。

平成26年度につきましては、4億2,000万円、3億9,000万円と比較しますと、3,000万円ほどの増、平成27年度につきましては、6億3,000万円、1億4,000万円の増、平成28年度につきましては、7億6,000万円、3億7,000万円の増、平成29年度におきましては、8億5,000万円、4億6,000万円の増という計算上の見込みを持っております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今聞きますと、もうかっちゃうわけですね。どんどん入ってきちゃうというような計算上ではなっておりますね。

そこで、最終的に歳入のほうがそういうぐあいに入ってくるという、計算上ではなっておるんですけども、それは町の財源確保に本当になっちゃうのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 議員おっしゃるとおり、10%のときの歳出増は、出のほうは1億6,000万円、逆に入ってくるほうは4億6,000万円、差し引き3億円は歳入増という計算だとなるということ、試算の上では確かでございますけれども、しかしながらやはり普通交付税の交付団体、交付税をもらっている団体につきましては、その交付金が増加した部分につきましては、普通交付税が減額をされて増収とならないような仕組みといたしますか、そんな形、それから私ども不交付団体におきましては、もともと普通交付税の交付を受けておりませんので、減額のしようがないわけでありまして、この先ほど申した増加分につきましては、少なくとも何らかの方法で減収とされるだろうという、今、最近の新聞資料を見ましても、いろいろな考えが国のほうにありまして、必ずもうかって勝損というわけにはいかないような方向にあるのかなということを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

国は国で、やはりうまいことやってみえるというぐあいに思います。

それで、交付金がこうやって引き上げられまして、消費税収入にかかわって地方交付税の増収分について、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するために政策を要する経費ということで、社会保障4経費ということで、ここで簡素な給付措置というものが上げられてきておるわけです。

そこで、住民税の非課税者に1人当たり1万円を支給、このうち年金や児童扶養手当などを受給している世帯は1万5,000円とすると、こういうぐあいに書かれておるわけです。そこで、給付の時期はいつか。本町での非課税者数と申請方法について伺い

ます。よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 消費税の増税に対します経済対策として、低所得者に対します負担が大きいということで、一体改革の枠組みの中で、そういった充実のための措置と合わせまして低所得者に対します措置を行うということで、10月18日付で厚労省事務次官のほうから、この簡易な給付措置の内容につきまして通知が参っております。

中身につきましては、先ほど議員言われましたように、市町村民税の非課税者1人当たり1万円、さらに年金手当の方につきましては5,000円が加算ということで、国では3,000億円程度の予算を持って行うということにされておるようです。

質問の順番にお答えをしていったほうがいいと思いますが、まず時期でございますけれども、この対象者を判定をする、均等割も含めまして非課税者というのが、平成25年分の所得、いわゆる26年度課税の対象になります。その中で非課税かどうかということですので、その確定が大体6月以降になろうかと思えます。そういう意味では、26年の6月以降、この辺がまず申請の時期であろうと。その後、給付行為がされるということで、実施としては多分6月以降数カ月のうちに給付というような形になるのではないかなというふうに見込んでおります。

それから、非課税者数の関係でございますけれども、まず非課税者というよりも給付の対象者につきましては、まず起算日が26年1月1日現在の幸田町に住民票がある方、これが基本になります。その中で、先ほど申し上げました市町村民税26年度分の課税がされていない方が対象です。ただし、課税をされている方に扶養されている方、その方と生活保護者の方については除くというふうになっております。それで計算をすると、まだ26年度はわかりませんが、25年度の町民税の課税状況の中でちょっと参考に数を調べてみましたら、非課税者については大体8,800人ほどお見えになります。ただ、この方たちが全て課税者に扶養されていないとは限りませんので、対象者はかなりそれよりも少なくなるんではなかろうかなというふうに思います。

それから、申請の方法につきましては、先ほど申し上げました6月以降、まだ周知の方法等については全く決まっておきませんので、当然、その周知の方法、送付をしたりすることになろうかと思えますけれども、漏れの無いようには実施をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 給付の対象者は、26年1月1日の時点で住民基本台帳に登録されている人ということで、その中で対象者が8,800人ぐらい、そこでどうなるかわかりませんが、そういった人間になっておるということで、お金的には1万円が、これは毎月1万円じゃないよね。毎月1万円じゃちょっと多過ぎるもので、多分1回だけだと思うんですけども、そうだと思います。

それから、給付の時期は、6月以降、いろんな手続を踏んでからということになるということでございます。

とにかく大変な作業でございますので、ミスのないように作業していただいて、町民にうまく行き渡るようにしていただきたいというぐあいに思います。

次に、平成26年4月から8%になって、これが証明書の発行手数料とか駐車料金、それから保育料、給食費、こういったものに対して、増税するから、8%になるから、10%になるから上げていくのか、これに対してちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどの申請につきましては、漏れのないように実施をしていきたいと考えておりますが、金額1万円につきましては、お一人1回ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 条例の規定上、1.05が表示をされていたり、法律改正に伴い必要なものについては、来年3月議会にて改正をお願いをしていく予定であります。

御質問の証明書の発行手数料、駐車場料金、保育料、給食費などの負担については、平成26年4月から負担をお願いをする考えはございません。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 8%のときは、負担の考えはないということですね。わかりました。とにかく、町民に負担にならないように考慮していただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根秋男君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

---

再開 午後 3時04分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をいたしました順に質問をさせていただきます。

最初は、幸田町緑の基本計画についてであります。

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づいて定められております。国土交通省の運用指針によりますと、緑の基本計画の意義といたしまして、都市公園の整備、特別緑地保全地域の決定、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動など、計画的・系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要としております。また、地域の実情を十分に勘案するとともに、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的とするというふうにかかれております。

平成24年3月31日現在で、緑の基本計画を策定をいたしました市町村は、全国で650に上っております。幸田町は、平成22年3月に幸田町緑の基本計画を策定いたしました。平成22年から平成42年までの期間とし、中間年次を平成32年としております。

そして、その計画の中身は、緑に対していろいろな面から保全と緑化推進の施策が体

系として示されております。まさに、法の趣旨に沿った内容となっていると思います。そして、その施策は、54項目に上りまして、全てが実施されれば、大変すばらしい緑のまち幸田が実現できると思います。

制定されましたから3年になろうとしておりますけれども、現時点でこの計画をどのように町として評価しているのでしょうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、幸田町では、この緑のマスタープランと言うんですけれども、都市計画マスタープランと同時に平成22年の3月に策定いたしました。

「豊かな緑に包まれた快適生活環境都市」をテーマに掲げまして、42年までの20カ年計画ということで推進している状況でございます。

また、ちなみに国土交通省と大学教授らの学識者が委員となる緑の基本計画評価委員会というのがございまして、最近計画を立てた全国403都市の中の22都市が優良な計画として選考した結果が、ことしの4月19日に発表されたわけでございますけれども、その中に最優良事例22都市の中で、愛知県では名古屋市と幸田町が選定されているということでございます。

このように、全国から注目されている計画でございますので、評価の実現に努力していきたいと考えておる次第でございます。

また、幸田町では、この計画の点検と見直し、これについてはPDCAサイクルに基づき、おおむね5年ごとに緑被率とか緑の環境の現況を把握して、計画や施策の進捗などを点検して、必要に応じて見直しを行うというようなことがありますので、まだその評価時点には至っていないという状況でございますので、よろしく願いいたします。

また、施策の体系としましては、緑を守る、つくる、つなぐ、育てるといった4つの緑の土台に基づき54施策を掲げているという状況でございます。

その成果、若干ちょっと答弁に時間がかかりますけれども、紹介させていただきますと、緑を守るという施策の中では、地区計画決定による緑地の保全や、あいち森と緑づくりによる既存公園の用地を取得したりと、また緑をつくるというところでは、区画整理によるワークショップなどの住民参加型公園づくりや、バリアフリーとか、長寿命化、こういったものも取り組んでいると。また、緑をつなぐという施策の中では、花いっぱい運動でつないだり、また緑を育てるとい分野では、小・中学校や高校生とともに植樹活動を通して緑化教育の充実を図ったり、また地域と一体となった不動ヶ滝、不動ヶ池の整備、または環境課で取り組んでおります里山や水辺の自然観察会というようなものも行っているというような形で、このような54施策ございますけれども、今、33施策については事業展開中というような状況だということを評価としては紹介させていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 全国で400以上の緑の基本計画に対しまして22都市の中で、その中で名古屋と並んで幸田町も選ばれましたということで、外からも大変よい評価を得られましたということで、大変喜ばしいことだというふうに思います。

これは、しかしながらあくまでも基本計画でありまして、そこで気になりますのが、大変広範、多岐に及ぶ施策をこれからどのように推進していくのかということが気になってくるわけでございます。計画の推進体制はどのようになっておるのか、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 計画を推進する体制としましては、住民や専門家も加わった検討組織づくりなどに努めるというようなことが明文されておりますけれども、現在のところ、緑の基本計画としての推進体制というのはございません。各所管において、各54施策に係るさまざまな取り組み、こういったものを行っていくことでございますので、企画部を初め環境経済部、また教育部、建設部を含めた一元的に取りまとめながら連携を図るという面では、そのための推進体制を整えるという必要は感じております。5年目の評価時点では、こういった推進体制により評価をして、連携を図れるように検討していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 緑の基本計画を策定をした段階で、町の各部局が参加をされておりますというのは承知をしております。その中で、建設部のみならず、先ほど部長が言われた環境経済部とか教育部とかも深くかかわっておりますので、まず環境経済部から、どのように今後取られるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 環境経済部の所管に対しますことにつきましては、緑を守るというところがございます、巨木等の保全等もございます。また、環境経済部、観光等もございます、それをめぐるコースということでPR関係も出てまいりますので、そちらで私どもはかかわっていくということになりますので、マップ等で皆様に周知していく、またウォーキング等のコース等で観光会社等、またそちらのほうに提供資料もさせていただくということにかかわっていくようなことがあろうかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 環境経済部も、今、かかわっていきますということで、続きまして教育部のほうはどのようなことで取り組んでいかれるか、お答えいただきたいと思ます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会のほうにおきましては、まず学校関係でございますが、やはり子どもたちと一緒に環境の保全、また緑化だとか、そういったときのお手伝い、また生涯学習においては、やはり幼児から高齢までのいろんな面で、その緑化推進に向けての活動に幅広く関係してまいりたいと。

また、文化財、ウォーキングマップ等もつくりまして、若干のそういった緑の關係の施策についても取り組んでおるということで、全般的にその計画の推進に携わっていきたく、こんなふうに考えています。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 関係する部がそれぞれ取り組んでまいりますということで、安心を

いたしました。

景観法という法律が2005年、平成17年に制定をされました。愛知県は、良好な景観を形成する緑のまちづくりを進めるため、景観行政団体となって景観計画を策定した市町村をふやそうというふうな計画を持っております。

愛知県では、景観行政団体は現在14市町となっております。残念ながら、幸田町は含まれておりません。景観計画策定市町村数は、平成22年末の時点で6市でありました。平成25年5月時点では、8市町となっております。

県では、市町村が景観行政を行う意欲を持って愛知県知事との協議を求めてきた場合には、原則として景観行政団体になるということに同意をしますという方針と伺っております。

そこで、お伺いします。景観行政団体になるとどのようなメリットがあるかというふうに認識をしてみえるか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 議員言われるように、平成17年に景観法、いわゆる景観緑三法という形で都市緑化法とか、屋外広告物法とか、そういったものの改正を含めて、景観緑三法が制定・改正されました。それまでの自主的な景観条例で、景観訴訟とか、いわゆる税財政支援への対応が不十分であったということで、それを法制化したものということで認識しております。

景観行政団体となることで景観計画を策定することができ、また景観計画区域を定めて、景観協定とか景観重要建造物、また樹木の指定、景観地区を都市計画やその条例で保全を図ることができるという、大変有意義なものであるというふうに認識しております。

また、この景観行政団体は、政令指定市と中核市、これにつきましては、自動的に景観行政団体となり、それ以外の市町につきましては、県との協議・同意によりなることができるということでございます。

現在、県内では、12の市と長久手町や東浦町の2町を合わせた14市町が景観行政団体となっており、そのうちの8市が景観計画を策定しているという状況であります。メリットとしましても、景観行政団体となることで、市町村自体が主体となって景観行政を進めていくこととなり、また景観計画とか、景観計画区域設定、その他の具体の景観協定とか景観地区などが法的に位置づけられるという面では、そういった部分でメリットがあるということでありまして、税財政支援もあるため、大変有意義なものであるというふうに認識はさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 幸田町緑の基本計画は、外からも大変高い評価を得て、賞もいただきましたということでございますけれども、今、建設部長の述べられたメリットが、景観行政団体になることによって確かにありますということではありますが、景観計画を策定をする気持ちがあるかどうか、その前に景観行政団体になる決意があるかどうか、これについてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 良好な景観のまちづくりには、住民と地権者、また事業者等と連携していくことが必要でありまして、幸田町としましても緑の基本計画に位置づけているものがございますので、具体の保全すべき景観、また新たに良好な景観を創出することも見据えて、景観行政団体、また景観計画策定について、この緑の基本計画の推進の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 検討していきたいということでございますけれども、景観行政団体になりますと、先ほど建設部長も述べられましたが、景観重要建造物や景観重要樹木を選定をすることができます。ぜひとも、前向きに景観行政団体になって、緑の基本計画の実現と景観地区を設定することで、積極的な幸田のまちづくりに役立てていただけるのではないかとこのように思います。

それでは、緑の基本計画にあります具体的な施策について質問を続けてまいります。

54項目ということで、たくさんありますので、今回は数件に絞って質問をしていきたいというふうに思います。

緑を守る分類の中に、「保存樹・保存樹林の指定・条例化等」という施策が記載されております。これは、樹木保存法に基づくものであります。また、同じく緑を守るという分類の中に、「景観重要樹木の指定」という施策が載っております。この施策は、景観法に基づくものであります。この二つの施策の進捗状況は現在どのようになっているのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、樹木保存法に基づくものでございますけれども、これは都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条に基づき指定をするもので、これによって樹木の標識を設置して、所有者は枯損防止、いわゆる枯れてしまうのを防止したり、保存に努めながら、また何人も大切に保存されることに協力しなければならないというふうな法律でございます。

また、景観法の関係では、第28条に、景観重要樹木の指定をするということで、伐採とか移植は、景観行政団体の許可がなければできないというふうなことになっておるものでございます。

これらの法律に基づく指定につきましては、計画に位置づけられているとはいうものの、所有者の意見とか、また制限等、影響するため、具体的に進んでいるという状況ではございません。

なお、任意の位置づけにつきましては、環境経済部のほうでお答えさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 緑の基本計画の中で、施策の方針中、緑を守るということで、巨木などの保全がございます。これにつきましては、地域の固有の歴史的景観資源として巨木を位置づけております。平成21年7月現在でございますけれども、社寺を中心に36本のついでございます。これは、町独自の取り組みでございます。

なお、巨木の定義につきましては、環境省の自然環境局生物多様性センターのマニユ

アルにより定められたものを採用しとるものでございまして、基本形1本ものでござい  
ますけれども、地上から1.3メートルの位置で、幹周りが3メートル以上、複数本の  
株立ちにつきましては、主となる幹の周りが2メートル以上で、周りが30センチ以上  
の幹の合計が3メートル以上のもの、根上がりものということで、根から出た箇所が1.  
3メートルの位置で、幹の周りが3メートル以上のもの。なお、幸田町のヤマザクラに  
限りましては、単木で胸高の幹周りが2メートル以上のものをのせております。

以上でございまして。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 36本巨木として選定をされましたということであります。

巨木の定義の中に入るには、50年、100年という年月が必要であります。ぜひ、  
これを有効に保全・保存をしていくような施策につなげていただきたいと思いますというふ  
うに思います。

そして、この緑をつなぐ分類の中の施策でございまして、「巨木巡りコースの設定」  
というふうに書いてあります。コースの設定をいたしますのは、机上でも、あるいは実  
際に歩くことでも設定は可能だと思っておりますが、問題は実際に町内外の方々がこの選定さ  
れた巨木をきちっと訪ねてくれるかどうかということだと思っております。当然、コースを設  
定する以上は、大勢の方々に来ていただいて、巨木めぐりをしていただきたいという願  
いを込めての「巨木巡りコースの設定」だと思っております。

ある文化財保護委員の方が、二、三年前に史跡を訪ねてウォーキングという資料を策  
定をされました。神社、寺、古墳、遺跡、旧街道、記念碑などに加え、巨木も随所に記  
載をされております。全部で幸田町内で10コース設定をされております。私は、幸田  
の史跡や自然を見ていただくのには、最高の資料の一つだと思っております。また、高齢化し  
た御夫婦の方がよく町内をウォーキングでめぐってみえますけれども、そういった人た  
ちにも、町内外からの人たちのために有効な資料ではないかというふうに思います。ま  
た、観光案内のパンフレットとしても使えるというふうに私は思います。

教育委員会の所管になるかと思っております。あるいは観光担当の環境経済部の担当かもし  
れません。また、連携してということになるかと思っておりますが、町としてどのように活用  
していくおつもりなのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 現在、産業振興課、商工観光の窓口でございまして、  
一般に配布しております観光用パンフレットにつきましては、幸田町観光ガイドマップ  
及び旅の意見帳など4種類ございまして、また、町が発行する観光パンフレットのリニ  
ューアルを行う場合につきましては、ただいま御紹介のありました史跡を訪ねてウォー  
キングを初めとしたいろんな資料を参考に、活用できるものは取り入れて改正して、皆  
さんにわかりやすい、また巨木めぐりもできるパンフレットができればいいと考えており  
ます。

また、JRのさわやかウォーキング等もございまして、そちらにつきましては、コ  
ースの参考となるように、幸田町の観光として資料の提供もしてきたいと考えており  
ます。



○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 町のパンフレットとしても有効に活用を考えていきたいということでございます。ぜひお願いしたいと思いますが、そこで一つ注文をつけさせていただきたいなというふうに思います。

せっかく10コースで史跡を訪ねてウォーキングの資料をデータベースとしてつくっていただけるかということでございますけれども、コースをめぐっておるときに途中の買い物ができるような、あるいは食事ができるようなお店も載せていく必要があるのではないかと。それが町がパンフレットとしてつくりますと、どこのお店を載せるのかと、なぜうちのお店は載っていないんだということになりかねませんので、ぜひとも商工会等の連携をとって、そちらで発行をしていただくとか、いろんな手だてを使って有効なパンフレットをつくっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、緑の基本計画の中で緑をつくる分類という中で、交流の場づくりということで、「総合公園の検討」という項目が上がっております。候補地が2カ所ありまして、道の駅筆柿の里・幸田の周辺地域、もう1カ所が野場遊水地、この2カ所が具体的地名として上げられております。

この緑の基本計画は、目標年次が平成42年となっておりますが、まだまだ時間があるわけですが、平成42年に検討が終わりましてということでは困るわけでありまして。私は、幸田町民は、平成42年までに総合公園がオープンすることを期待をしているというふうに思います。基本計画が策定されて3年になろうとしているわけですので、この現在の検討状況につきましてはどこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほどの観光マップというか、ルートでございますけれども、各店舗ですね、どこどこで物が食べられる、こういうおいしいものがありますよというものにつきましては、なかなか町のほうで発行するパンフレットのほうに載せるのは難しいかと思っておりますので、これにつきましては、商工会、また観光協会のほうと調整しまして、そちらで出していただくなり、今後考えていきたいと思っております。私にとりましても、よそに行ったときにそのようなものがあるととっても都合がいいというのは十分わかっておりますので、調整して発行できるように考えていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 総合公園につきましては、候補地を道の駅周辺と菱池遊水地周辺ということで2地区を列記しているということでございますが、具体的に検討が進んでいるかというものではございません。

一つ目の道の駅周辺地区につきましては、筆柿の里・幸田を中心に幹線道路沿線の利便性を生かした町内外のさまざまな交流の場として、地域特産の果樹園、フルーツパックス的なものや山並みの緑を生かした憩いの場として総合公園が考えられます。

また、2点目の菱池遊水地周辺地区につきましては、市街地に比較的近いと、また河川や広々とした田園風景を生かしたビオトープ水辺空間や治水と連動した水環境的な総合公園が考えられるのではないかと思います。

いずれの候補地も、どちらを選定するかということでございますけれども、今現在は、

菱池遊水地が今年度から遊水地の詳細設計に入ることになっておりまして、23ヘクタール、面積の中で遊水地用地を買収方式で行う上では、その土地利用を検討していくという状況でございます。そういった中で、公園的利用も一つの考え方、視野として考えているという状況であります。

いずれにいたしましても、総合公園につきましても、財政負担がかかるものでございます。そういった面での候補地選定とか、また国とか県、また民間も含めた事業手法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 2カ所候補が上がっておりますけれども、今説明がありましたとおり、道の駅周辺は丘陵地帯、野場の遊水地につきましても、現況田んぼであるということで、それぞれ状況が違うわけでありまして、ただ遊水地につきましても、治水対策という面がございます。こちらのほうを先に具体設計に入っていただいて、どちらにするかというの、そういう進捗の状況、土地利用の状況によって早急に進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、緑をつくる分類の中に、住宅地、商業地、工業地などの民有地の緑化推進ということで、緑化条例の検討、緑化指導の推進というふうに書かれております。

名古屋市は、平成17年に緑のまちづくり条例というものを制定をしております。この条例によりまして、所有者の同意を得て保存樹木または保存樹林として指定をすることができます。また、建築基準法の規定による建蔽率に応じて、300平方メートル以上や500平方メートル以上の敷地面積に一定の比率で、例えば10%から20%以上の緑化が必要という内容であります。緑化条例の検討というふうに書かれておりますので、条例化の検討の状況はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 議員の言われるとおり、名古屋市では、緑化地域制度を制定いたしまして、市街化区域内の建蔽率に応じた緑地の面積、300平米とか500平米以上の建築や増築をする場合には、緑地を10%とか15%、そういったものの義務づけというような緑のまちづくり条例を義務づけているということで、また公的助成としましても、名古屋市では緑の補助金や建築物の緑化助成事業、また奨励モデル型建築物緑化助成事業、また生垣等工事資金助成事業がございます。

このような緑化条例につきましても、愛知県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例というのは定めてございますけれども、名古屋市の緑のまちづくり条例を含む26の市町では、そういった条例とか、要綱も含めてございますけれども、26市町で制定されていると。

また、幸田町の緑の基本計画においても、計画の進行管理の具体的施策としまして、この緑に関する条例づくりに係る組織づくりも明記をしているということでございます。

ただし、幸田町の場合、一つの緑の指標をあらわすものに緑被率というものがございます。樹林地とか草地とか農地とか水辺を緑として換算しまして、行政区域面積で割り返したものでございますけれども、その占める割合を緑被率と言っておりますけれども、

名古屋市では23%の緑被率、それに対して幸田町では、この3倍の68%が緑被率として上がっているということで、その背景には、特に市街地から見渡せる山並みとか田園風景、こういったものが豊富にあるということで、この緑化条例を早急にという考え方には至っておりません。

いずれにいたしましても、この「豊かな緑に包まれた快適生活環境都市」をテーマとする緑の基本計画、この趣旨にのっとりながら、この54の施策を各部横断的な取り組みとして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 緑化条例につきましては、何も条例を制定するのが目的ではありませんので、きちっと幸田町緑の基本計画が実行に移される、あるいは将来に向かって緑の劣化がきちっと歯どめがかかって、伸ばすところは伸ばしてというような施策を54項目きちっと推進していけるような状態が続けば、私はそれでもよいのではないかとこのように思っております。

続きまして、2問目の障害者の就労機会の拡充についてということで質問をさせていただきます。

去る10月4日に町民会館つばきホールで映画上映会がありました。幸田中学校33年度卒業生の皆さんによる古希の祝い実行委員会主催による自主上映会でありました。

代表の方が開会の挨拶の中で、映画の製作総指揮を行った細川佳代子さんの言葉を引用して、次のような話をされました。

人間が生まれ続く限り、人口2%前後は知的障害のある子どもが生まれてくる。それは、人間にとって一番大切な優しさや思いやりを教えるために、神様が私たちに与えてくださった神様からのプレゼントだからですと。私は、この話に衝撃を受けました。こんなにも高い障害者の比率だったのかと。

そこで、私は障害者雇用で有名なデンソー太陽株式会社と社会福祉法人太陽の家を早速訪問をいたしました。私は、またしてもここで衝撃を受けました。

太陽の家の応接室に掲げられた言葉「No Charity, but a Chance!」、すなわち日本語で言いますと、保護より機会をと、私はこういうふうに、慈善よりも、ちゃんと働く場を提供してください、あるいは提供するということだというふうにすぐわかりました。

案内をされた工場内では、デンソー幸田製作所やデンソー高棚製作所向けの部品を障害者の方たちが一生懸命生き生きとして働いている姿がありました。

職場と住む建物が同じ場所にあり、同じ敷地内に銀行や図書館などがあるコミュニティセンターも併設をされておりまして、障害者の方たちは自立して生活できる環境が整ってございました。障害者の自立支援の究極の形、姿を見た思いがいたしました。それも、29年前に設立をされたのですから、その志の高さに感動をいたしました。

次に私が訪れたのが、幸田町のつどい作業所です。つどい作業所の所長さんに案内をされて、現状をつぶさに見させていただきました。

そこで得た結論は、2%の人たちを98%の人たちが一緒になって支え合う社会をつくらなければいけないということでもあります。

このような視点・観点から、障害者の就労支援に関する質問をしていきたいというふうに思います。

最初に、現状把握のために、町内の障害者手帳を持っている方のうち、就労する機会の多い16歳以上で60歳までの方の人数をお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 町内にお住みの方の中で障害者手帳を持っておられる方、区分にしましては、3種類ございます。25年の11月1日現在で、まず身体障害者手帳をお持ちの方、全体で1,066名、うち16歳から60歳の方が295人お見えになります。28%であります。次に、療育手帳でございますが、全体では245人、16歳から60歳の方で157人、64%程度です。それから、精神障害者保健福祉手帳が全体では217人、16歳から60歳で146人、67%ということで、全体で16歳から60歳までの方で合計が598人ということで、39%の方がその保持者ということなんです。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 598名の方ということでございますが、続きましてその598名の中で、現在所得のある方の人数をお答えいただきたいと思います。推定で結構でございます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 16歳から60歳までの手帳をお持ちの方の所得でございますが、実は実態は把握をしてございません。推測もちょっとわかりませんが、ただ私も町で障害が重い方たちが受けられます障害者福祉サービス、これの申請利用のときの18歳以上の方が155名お見えになります。この中で、市町村民税の非課税者が132名、課税者が23名、課税状況しか調べませんのでわかりませんが、23名お見えになると。さらに、25年度の町民税の申告の段階で障害者控除を行われた方、この方たちが256名ということですので、その方たちの所得が、収入があったかなというふうに推測をしております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 正確に把握するのが目的ではございませんので、課税者が現在23名ということで、先ほどの598名の方が障害者手帳を持ってみえるということでございますので、課税に至るまでの所得のある方が4%弱であるということで、大変数字の上からも御苦労をされている様子がよく理解できると思います。

平成24年3月に制定されました「幸田町障がい者計画・障がい福祉計画」によりまずと、福祉施設から一般就労への移行支援や障がい者雇用の促進ということで、障がい者の専門的・総合的な就業指導、就業講習会を行う。県の障害者職業センター等の活用を促進し、障がい者の就業を支援しますというふうに書かれております。また、障がい者が身近な地域で就業継続支援を利用できるよう、就労支援事業への移行を民間事業者に働きかけますというふうにあります。

この平成24年3月から現在までの1年半の活動について、その成果をお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 平成24年の3月に策定をしました福祉計画、障がい者計画等に、生活支援を初め就労の機会の充実等が掲げてあります。

この1年半ということですので、御説明をしますと、基本的に障害を持っていても、働く能力のある方もおられますし、意欲のある方もおられます。こういった方につきましては、障害者相談支援事業の中で、一般就労の可能な方は、ハローワーク等での障害者相談窓口の紹介、もしくは職員が同行等をさせていただき、その支援をさせていただいておるということでございます。

さらに、西三河障害者就業・生活支援センターに登録をしております町内の障害者の方が18名おります。うち障害者枠で一般就労をしておみえになる方が11名おられるということでもあります。

さらに、自立に向けての働く場の提供、訓練も含めまして、就労継続支援事業などの利用をそういった相談事業の中でもお話をし、進めさせていただいておるところで、その就労継続支援事業で実際に利用しておみえになります方は、平成25年の9月末現在でございますが、就労継続支援のA型で21名、B型で23名、就労移行支援で4名という実績が出ております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 地道な活動になるかと思えますけれども、ぜひ継続をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、本年4月に障害者優先調達推進法というものが施行をされました。これを受けて愛知県は、障害福祉サービス事業所取扱物品等調査というものを実施しております。幸田町にもその調査が参ったかというふうに思いますが、どのように回答されましたか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） この4月に調査が、いわゆる障害者優先調達推進法の関係で、県が県内の障害福祉サービス事業所におけます物品の供給、さらに役務の提供等の取りまとめの調査を6月に実施をされました。

本町内におきましては、直営のつどい作業所のみでありますので、その内容につきまして回答をさせていただいております。

ちなみに、回答の内容につきましては、花苗の栽培、エコバッグ等の物品の供給、それからアルミ缶のリサイクル業務の役務提供、さらには郵便物の封入・封緘であるとか、簡単な自動車部品の組み立て等々の下請業務、この内容を回答させていただきました。

ちなみに、調査結果につきましては、11月に県が公表をされました。この中で、県内の福祉サービス事業所、食品・物品・園芸・清掃さまざまありますけれども、全事業所数が1,349という事業所数であったということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 障害者支援施設への発注実績や発注拡大に引き続き継続して努力をしていただきたいというふうに思います。

最後に、つどい作業所の今後についてお伺いをいたします。

先日、つどい作業所を訪問したときのことでありますが、所長さんに建物内を案内していただいている最中に、突然、入居者の方が大声を上げながら壁をたたいている状況に遭遇をいたしました。後で壁を見ましたところ、以前から穴が何カ所かあいておりました。石こうボードなので、比較的簡単に穴があいてしまうということでありました。穴を隠すために、布が一部のところではかけられておりました。

石こうボードのかわりに、例えば合板を使った板に張りかえるなどの対策をすべきではないかというふうに思いました。早急に対処されることを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） お恥ずかしいというか、実態を見ていただいて感じられたことだと思います。第一作業所の壁につきましては、利用者の方が欲求不満であったりとか、感情を抑え切れない方が、そういう状態のときに、ガラスであるとか、壁をたたいて破損をするということで、議員御指摘の部分につきましては、少し前から穴があいておって布でかぶせてあるということは、承知をしております。

この修理につきましては、先ほど申されましたように、実は石こうボードのみの構造になっておりますので、来年度の予算でもって石こうボードの下に合板を引きたいと。合板だけですと、けがというのがありますので、その上に石こうボードであれば、若干は和らぐというところで、そういった内容で修繕をしたいということを予定をさせていただいております。

平成24年度で、たしか強化ガラスに取りかえをさせていただいた経過もございますが、その部分について、たたく行為というのは極端に減っておるという報告も受けております。これでどう効果があるかわかりませんが、一応対応させていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、幸田町障がい者計画・障がい福祉計画には、つどい作業所の将来方向性を明確にしてほしいというアンケートの結果が載っております。蒲郡市にあります、先ほど述べました太陽の家では、現在、就労継続支援A型事業利用者の募集を行っております。本町では、多分対象となる、残念ながら、現在、B型事業の利用者の募集は行っておりませんでした。太陽の家では、障害者の通勤用バスを幸田駅と蒲郡駅に毎朝夕運行をしております。幸田町在住の障害者の方も利用をしておりますということでありました。こういった障害者雇用を積極的に行っている事業所の就労募集情報を把握をし、展開する仕組みが町内ではどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、これは特定と言っていいかどうかわかりませんが、就労継続支援事業を行っておる事業所と直接連携を実は図ってはいません。障害者の相談事業の中で、御本人の適性であるとか、もちろん御家族の方の御意見も伺いながら、それぞれの適正なサービス利用にどうつなげたらいいのか、そういったことを判断しながら、支給決定をしながら、サービス利用につなげております。

ただ、そういった情報があれば、当然、相談事業の中で、そういった募集があるよということ承知をしながら、先ほど申し上げたお話の中で適正に判断をしながら相談をし、判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ぜひとも情報共有をしていただいて、できるだけチャンスを逃すことのないようにしていただきたいというふうに思います。

太陽の家の支援担当の係長さんとお話をしておりまして、私が野菜の水耕栽培が障害者の方の作業に適しているのではないですかという提案をいたしました。といいますのも、愛知県田原市では、障害者施設でサラダ野菜の水耕栽培をしておりまして、既に実施をしております。

そういうことで、係長さんに提案をしたところ、その場ですぐ返事がございまして、実は太陽の家で野菜の水耕栽培をやりたいんだと常々思っておりまして。工場の食堂の食材として、またそのほかにもできれば外販もしていきたいというような話でありましたけれども、一係長で提案しても採用されないだろうなということで諦めておりましたというふうに話をしてくれました。

つどい作業所にも、温室が既にあります。水耕栽培の設備は、規模にもよりますけれども、500万円前後あれば購入は可能のようでございます。促成栽培をするために24時間照明照射可能なLED照明設備を追加で購入する必要もあるかというふうには思いますが、比較的作業が容易で付加価値の高い水耕栽培などが適しているのではないかとこのように思います。

一例であるわけでございますけれども、税収が厳しい中での、こういった60周年記念事業を迎える中の一つに組み入れていただければ、福祉の幸田町というのにふさわしいのではないかとこのように思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） つどい作業所につきましては、作業所に通うことで、親御さんの負担軽減と合わせて、作業を通じた訓練をします。これは、自立した生活を送られるようにということがもともとの目的であります。工賃も非常に県のレベルとしては、県内のつどい作業所については低いという現状もあります。

そういった中で、御提案のことにつきましては、以前も違う議員さんのほうから御質問がありましたけれども、今、温室の中の花苗を作成をしておるわけですが、そのいわゆる効率的に栽培ができないとか、高賃金を得られないとかといったようなことも実は考えておるところでございます。

ただ、花苗も随分と実は好評、私が思っているだけかもしれませんが、好評であるということで、いろんなところで購入をしていただいておりますという実績もございますので、当然、今後、工賃向上も含めまして、新規事業に向けた検討をしていく中で、先ほど申し上げた障害者の方の自立に向けた支援のための事業としてどう位置づけができるかということで一度研究をさせていただきたいということで、お願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 水耕栽培は、私としては一例として質問をさせていただきました。

一番大事なものは、所長さん初め現場で一生懸命障害者の方をサポートしてみえる方たちの現場の意見が大変重要だというふうに思っております。

願いといたしましては、つどい作業所の方たちの作業の付加価値向上のためにということで、官民が一体となって新しい試みにチャレンジするというふうな意識で努力を継続していただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 作業所の作業の、先ほど申し上げました付加価値も含めまして、いろんな作業は新規の開発、さらにはいろんなところからお話も受けております。そういったことでは、先ほど要望というか、意見を言っていただきましたことを真摯に受けとめて一度検討・研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、明日12月5日木曜日午前9時から再開いたします。

本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を12月16日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 4時00分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年12月4日

議 長 大 嶽 弘

議 員 杉 浦 あきら

議 員 志 賀 恒 男